

我が国の海洋政策の現状と 今後の課題

内閣府 総合海洋政策推進事務局

事務局長 甲斐 正彰

平成29年4月25日

目次

1. 国境離島	p. 2 ～p.23
2. 海洋状況把握(MDA)	p.24 ～p.29
3. 大陸棚の延長	p.30 ～p.33
4. 我が国の北極に関する取組	p.34 ～p.43
5. 平成28年度参与会議意見書の概要	p.44 ～p.48
6. 次期海洋基本計画の策定に向けて	p.49 ～p.56
7. 海洋関連予算の概要	p.57 ～p.60
8. 事務局の体制	p.61 ～p.62

1. 国境離島

我が国の海洋をめぐる状況

○我が国は、海上に広く点在している離島によって、世界有数の領海・排他的経済水域（EEZ）を有している。

○国土面積

約38万km²（世界第61位）

○領海・排他的経済水域の面積

約447万km²

— 国土面積の約12倍

— 世界第6位

○我が国の島（周囲100m以上の島）の数

6,852島

○離島の数

6,847島

（北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の
主要5島以外の島によって広大な面積を確保）

○海岸線延長

約3.5万km（世界第6位）

○漁業・養殖業生産量（平成26年）

約479万トン（世界第7位）

（参考）

○南鳥島に係るEEZの面積：約43万km²

○西之島での火山活動に伴う面積の拡大：

約2.68km²（噴火前の約12倍）（H28.9.15時点（暫定値））

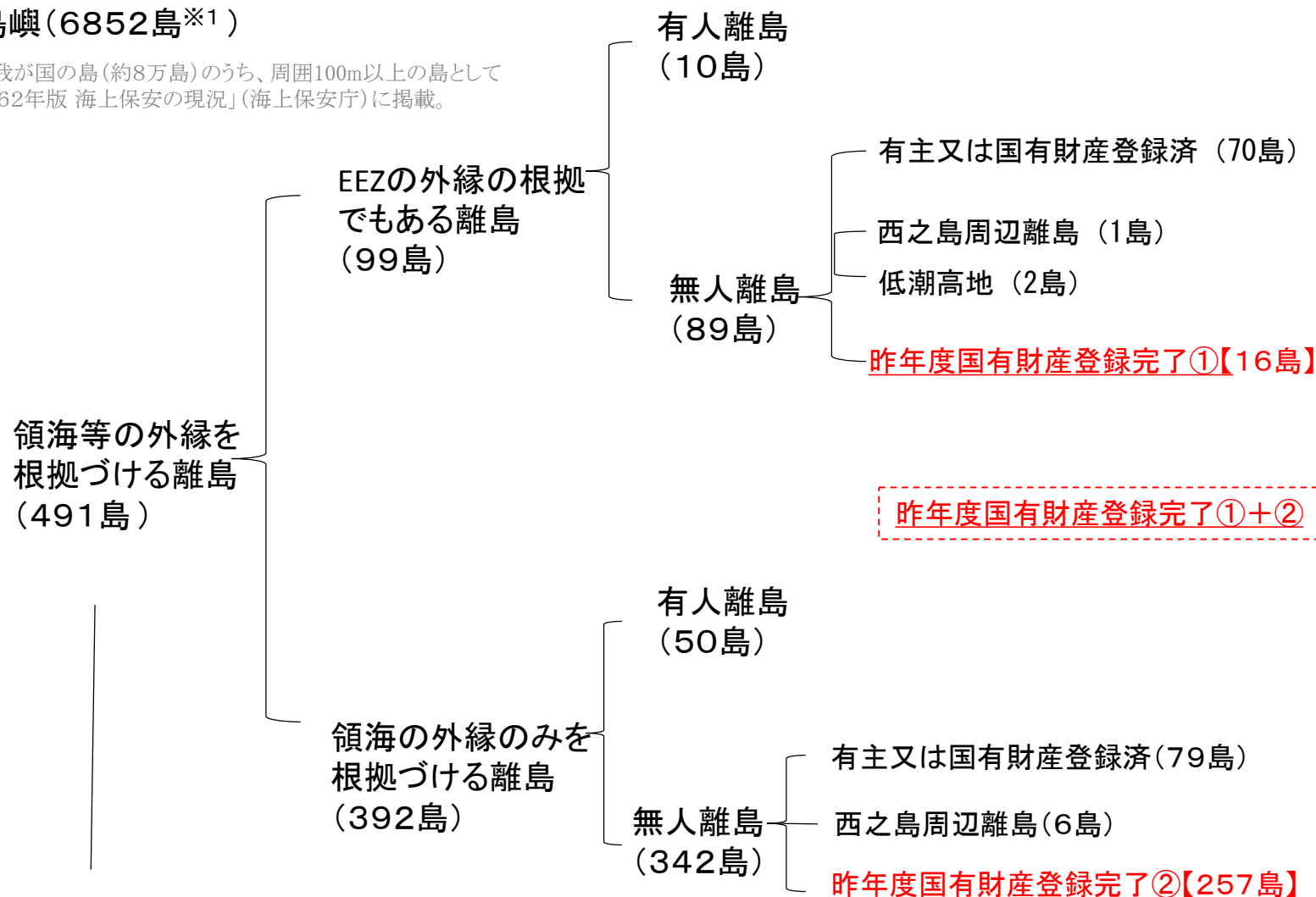
上記拡大に伴う領海及びEEZの拡大：約50km²（報道ベース）



領海等の外縁を根拠付ける離島(国境離島)

全島嶼(6852島※1)

※1 我が国の島(約8万島)のうち、周囲100m以上の島として「昭和62年版 海上保安の現況」(海上保安庁)に掲載。



491島以外に
北方領土(37島)、竹島(4島)がある。

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(H28.7改定)」の概要

1. 基本方針の目的・意義

国土面積(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等面積(約447万km²)の管轄海域の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う。

2. 離島の役割

- 1) 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる。
- 2) 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点となる。
- 3) 海洋の豊かな生物多様性の確保及び生態系サービスの提供を行う。
- 4) 人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承する。

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理に関する施策

- ① 状況把握・データ収集
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
- ③ **低潮線を変更させるような行為の規制等の推進**
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ **離島の適切な保全・管理**
- ⑥ **有人国境離島地域の保全**
- ⑦ **特定有人国境離島地域の地域社会の維持**

2) 我が国の領域保全や管轄海域の管理に関する施策

- ① 領域保全等に関する取組の強化
- ② 管轄海域の堅守
- ③ 離島及び周辺海域における防衛態勢の強化

3) 海洋における様々な活動を支援・促進する拠点となる離島の保全・管理に関する施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の支援
- ② 本土から遠隔に位置する離島における活動支援
- ③ 海洋の安全確保

4) 海洋の豊かな生物多様性を支え、生態系サービスを提供する離島及び周辺海域の保全・管理に関する施策

- ① 状況把握・データ収集
- ② 海洋保護区の設定等による保全・管理の推進
- ③ 離島における自然環境保全の取組の推進

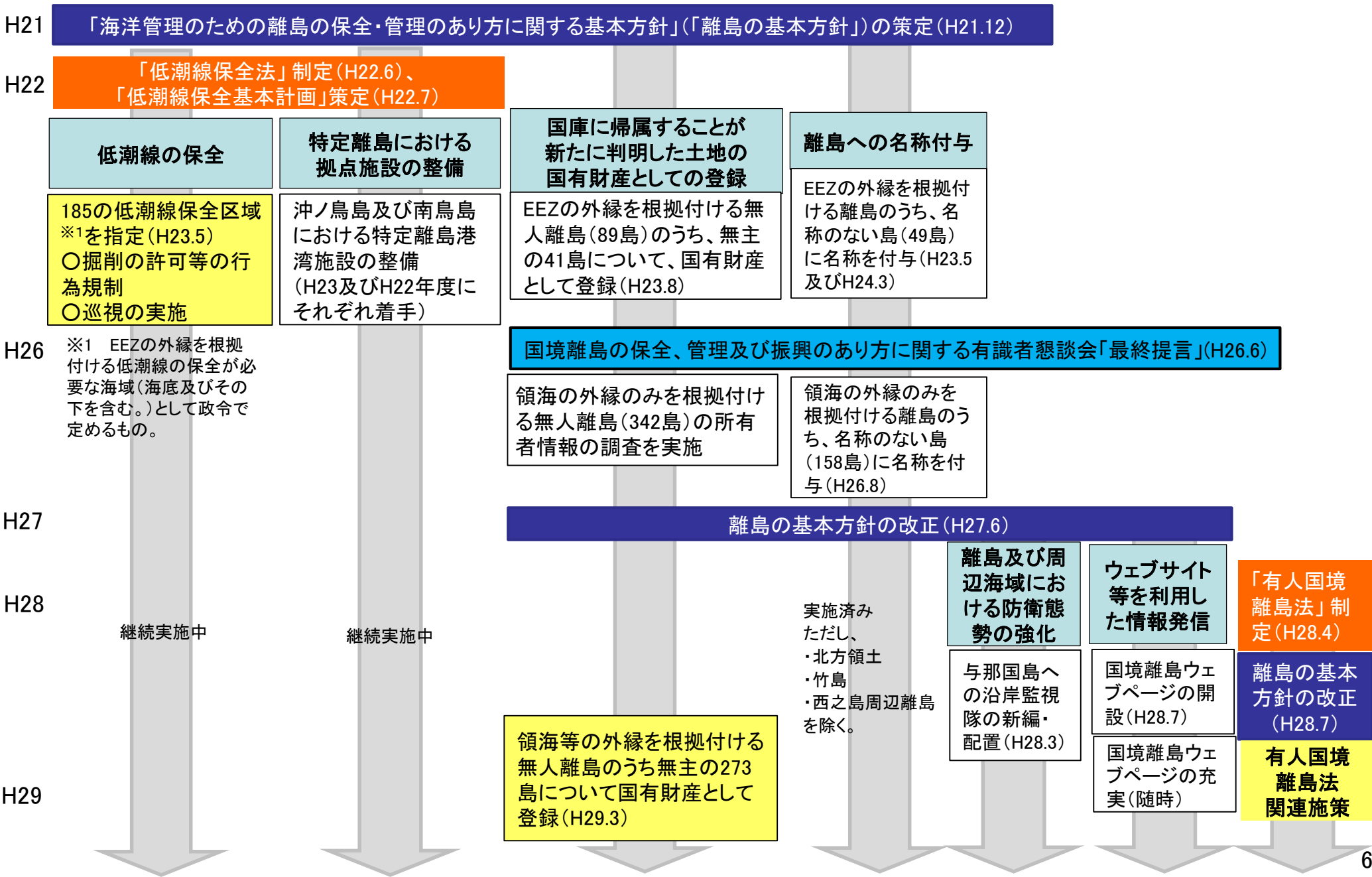
5) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承に関する施策

- ① 状況把握・データ収集
- ② 文化財の保護の推進

4. 離島の保全・管理に関する施策の推進体制等

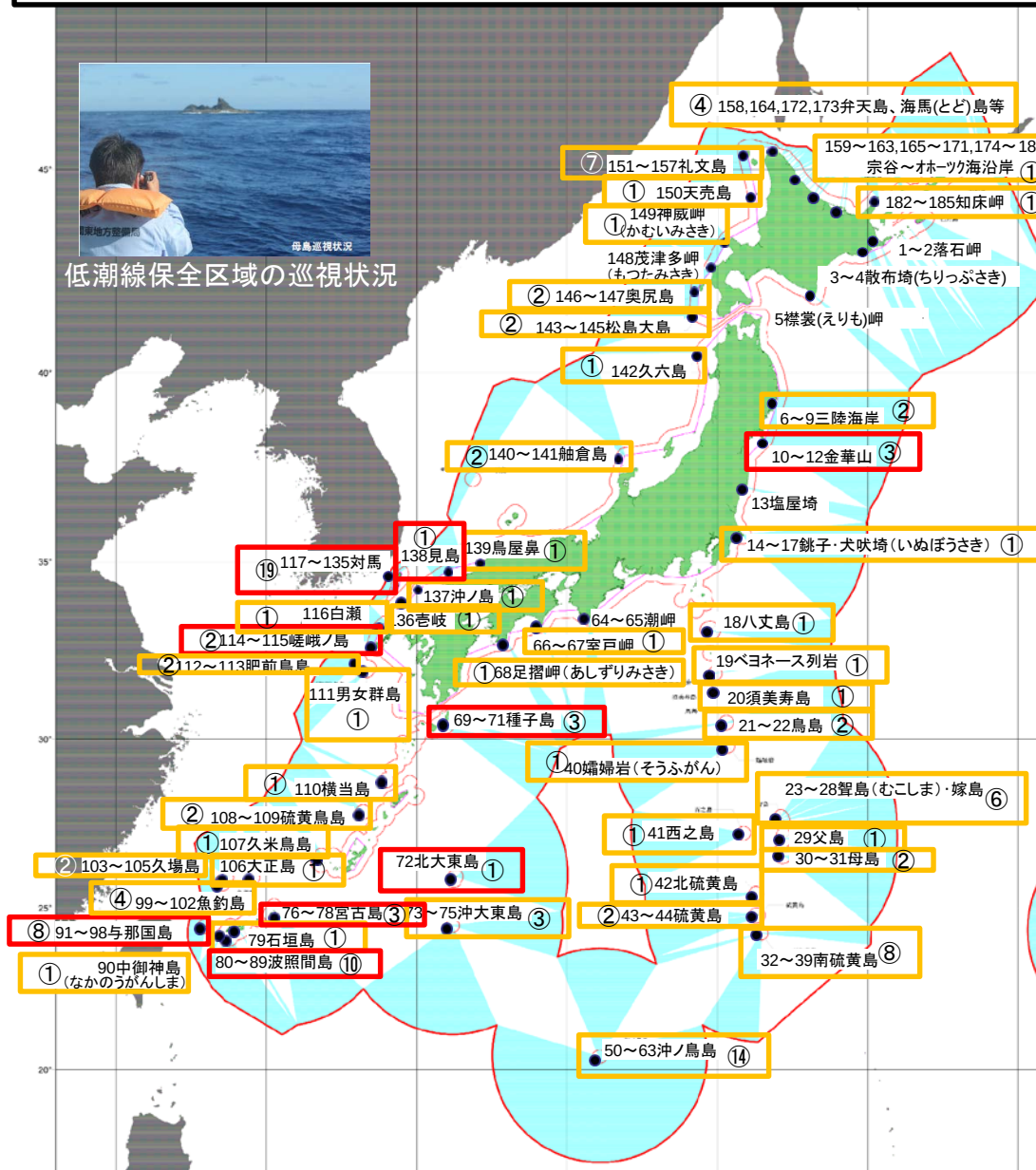
5. 国民等に対する普及啓発

離島の保全・管理に関する施策の経緯



低潮線保全区域

○ 低潮線保全区域は、全国で185区域指定されており、うち国境離島には148区域が指定。

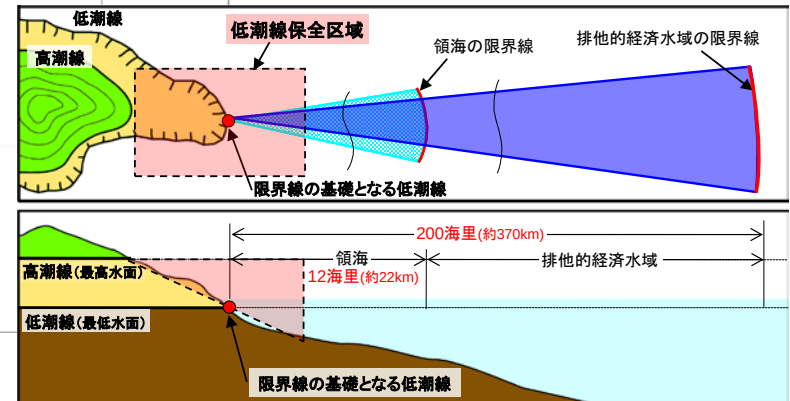


○ 低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

○ 行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



□ : 有人国境離島(10島、55区域)

□ : 無人国境離島(89島、93区域)

丸数字は、各国境離島に設定されている低潮線保全区域の数。

無主の離島の国有財産としての登録等について

領海等の外縁を根拠付ける離島 491島^(注1)

— 有人離島	60島	
— 無人離島	431島	【所有者別内訳】
		国又は自治体のみが所有……………109島
		私人のみが所有……………28島
		国・自治体・私人の所有が混在…12島
		その他 ^(西之島周辺離島、低潮高地) ……………9島
		持ち主のいない離島 …… 273島



「離島の基本方針」^(H27.6総合海洋政策本部決定)に基づき、

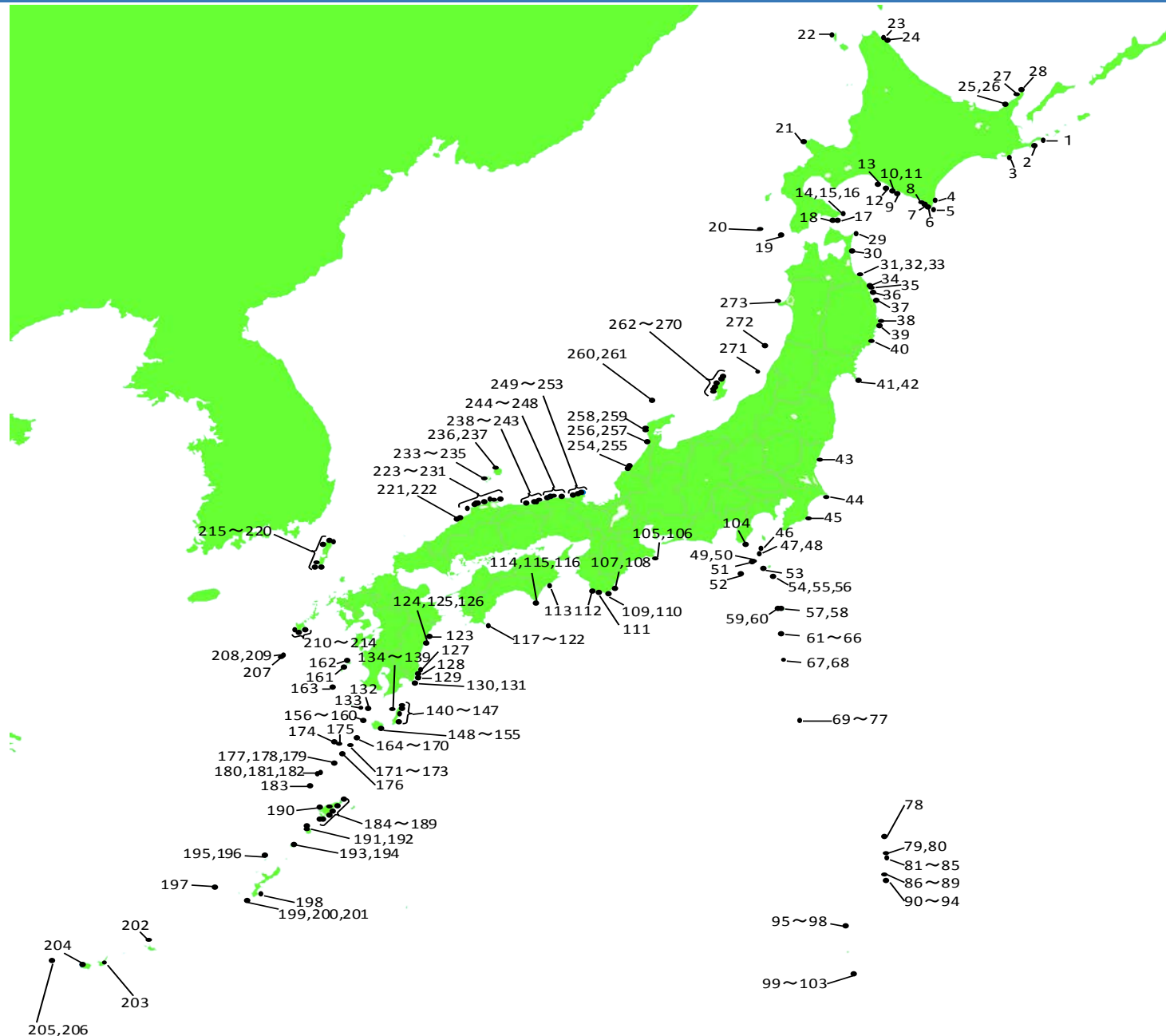
- ▶国有財産台帳への登載については、平成29年3月に終了^(注2)
- ▶不動産登記については、更に詳細な住所の確認の必要な離島を除き、平成29年3月に登記の嘱託を終了

上記について、第16回総合海洋政策本部(平成29年4月7日)で報告。

(注1) ・491島以外に北方領土(37島)、竹島(4島)がある。

(注2) ・273島の所管省庁は、林野庁(42島)、国土交通省(16島)、海上保安庁(1島)、環境省(43島)、財務省(171島)。

国有財産台帳への登載を行った離島(273島)の概略位置図



マスコミ各社の報道ぶり

平成29年4月6日（木）産経新聞 朝刊1面 平成29年4月7日（金）読売新聞 朝刊3面

無人離島の国有化完了

273島領海・EEZ基点

日本の領海や排他的経済水域（EEZ）の「基点」となるにもかかわらず、所有者のいない無人離島273について、政府が国有財産登録の手続きを完了したことが5日、分かった。その所有権を明確にすること

で領海の管理を強化する。

昨年行われた領土などの結果、環境省が国立公園の管理名目で、最も多い43島を管理することになった。

次いで、林野庁が国有林の保全目的として42島、国土交通省は17島（うち海上保安庁が1島）を登録した。

特段の管理目的がなかった141島は、財務省が普通財産として登録した。

無人離島は24都道府県に

所在し、都道府県別では鹿児島県が33島と最も多く、東京都の58島、北海道の28島と続く。

沖縄県では沖縄本島や宮古島周辺など12島を国有化

した。

韓国や中国が一方的に領

有権を主張する竹島（島根

県隠岐の島町）や尖閣諸島

（沖縄県石垣市）の周辺で

所有者のいない離島はなか

った。

政府は漁業資源やエネルギー資源確保の観点から、平成21年に「海洋管理のた

めの離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を

策定、無人島の管理強化を

打ち出した。28年8月には

領海の基点となる離島のう

ち無名の1558島に名前を

付け、日本領を明確化し

た。



総合海洋政策本部会合であいさつをする安倍首相（左から2人目）。7日、首相官邸で。＝青山正太郎撮影

無人273島国有化完了

政府の総合海洋政策本部（本部長・安倍首相）は7日午前、首相官邸で会合を開き、日本の領海や排他的経済水域（EEZ）の基点となる無人離島のうち、所有者のいない273島について、国有財産登録の手続きが終了したことを報告した。

領海、EEZ基点

中国の積極的な海洋進出の動きや、外国資本による土地購入などを念頭に、離島の所有権を明確化し、領海の管理を強化する狙いがある。

この日の会合では、国境に近い29地域・148島を「有人国境離島」に指定し、住民生活を支援するための基本方

針も了承した。

一方、現行の海洋基本計画は2013年4月に策定されており、5年後に見直すことになっている。首相は次期海洋基本計画について、「海洋の安全保障を幅広く取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策などの課題への取り組みを強化する」と述べ、策定に向けた検討を始めるよう指示した。今後、松本海洋政策相らを中心に検討を進め、来春の閣議決定を目指す。

平成29年4月7日（金）
日本経済新聞 朝刊3面

EEZ基点の離島国有化
政府は7日午前、首相官邸で総合海洋政策本部会合を開き、領海や排他的経済水域（EEZ）を決める基点となる273の離島の国有化を完了したと報告した。中国による海洋進出が活発化するなか、離島管理を徹底して権益を守る。本部長を務める安倍首相は「海洋をめぐる情勢は一層厳しさを増している」と述べた。

有人国境離島法(平成28年4月法律第33号)の概要

目 的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

定 義

有人国境離島地域

- 1 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの(15地域(8都道県29市町村71島)の具体名が別表に明記)

国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

有人国境離島地域に係る施策

<保全>

- 一 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 四 国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

<その他>

- 啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

<地域社会の維持>

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化(特別の配慮)
 - 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化(特別の配慮)
 - 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
 - 四 雇用機会の拡充等
 - 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

その他(施行期日等)

- ・この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。また、平成39年3月31日限り、その効力を失う。
- ・内閣府設置法の一部改正(本法案に係る事務の所管)等

有人国境離島地域及び特定有人国境離島地域

【沖縄諸島】

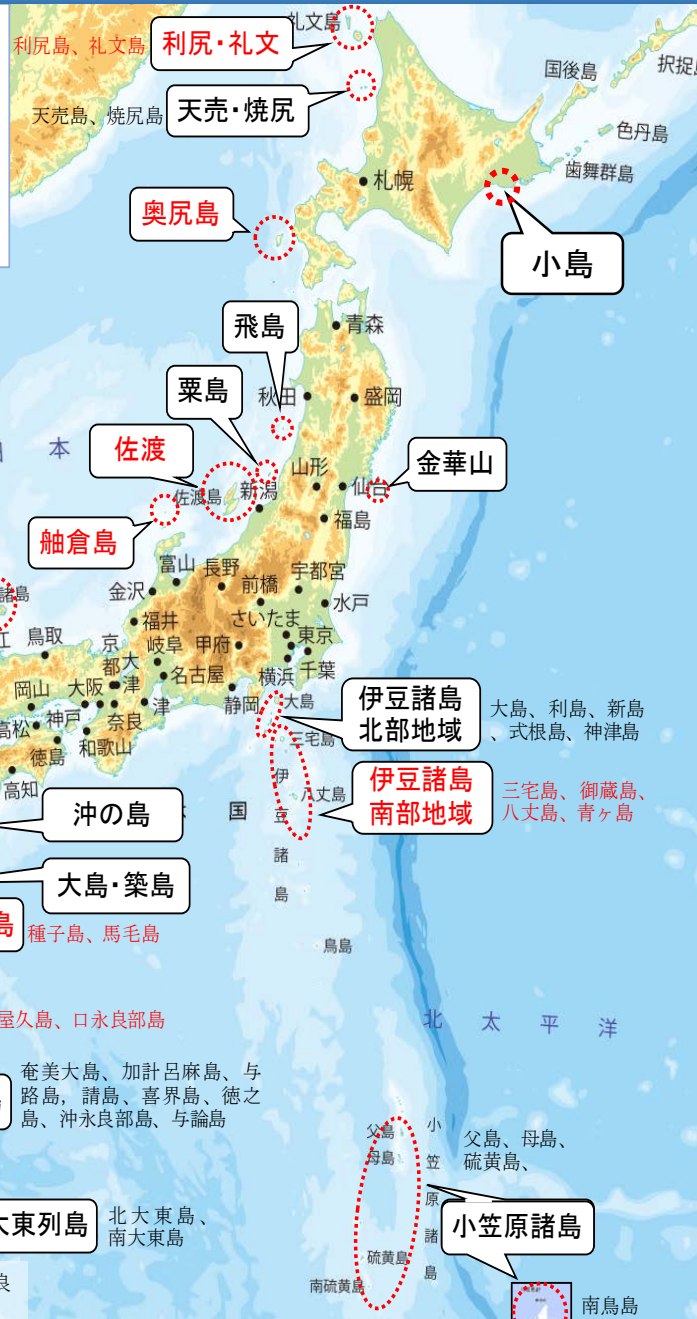
沖縄島、伊平屋島、野甫島、伊是名島、伊江島、水納島、津堅島、久高島、粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、渡嘉敷島、前島、久米島、奥武島、オーハ島、宮城島、古宇利島、屋我地島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、奥武島

【八重山列島】

石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、嘉弥真島、黒島、新城島（上地、下地）、波照間島、与那国島

【五島列島】

宇久島、寺島
六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島
中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島、奈留島、前島、久賀島、蔵小島、枕島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨ノ島、江島、平島



＜有人国境離島地域及び特定有人国境離島地域＞

①「有人国境離島地域」(黒字＋赤字の地域)
自然的経済的社会的観点から一体をなす2以上の離島で構成され、領海基線を有する離島があり、日本国民が居住する地域
(13都道県 29地域 148島)

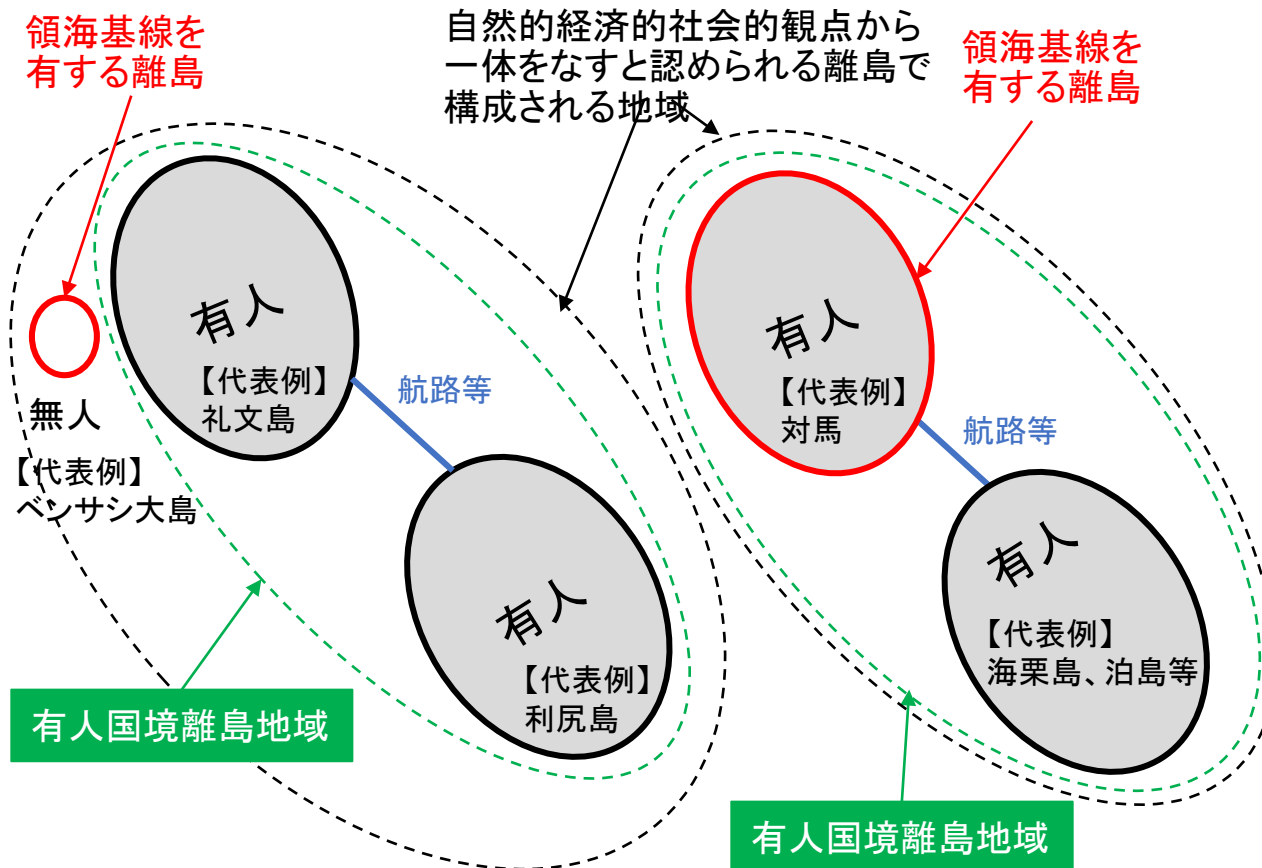
②「特定有人国境離島地域」(赤字の地域)
継続的な居住が可能となる環境整備が地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域として、法律で定められたもの。
(8都道県 15地域 71島)

(出典)国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成。

有人国境離島地域指定の考え方

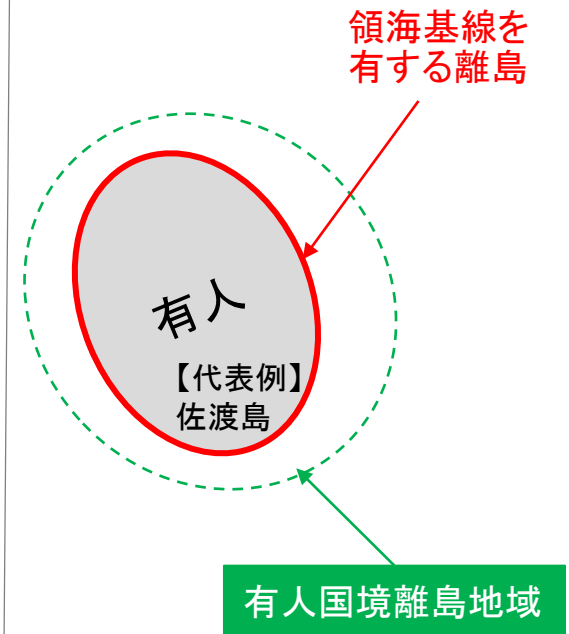
【法2条第1項】

自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内に現に日本国民が居住する離島で構成される地域。



【法2条第2項】

領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域。



有人国境離島法の施行に関するスケジュール(予定)

平成29年3月

平成29年
4月1日

法 施 行

内閣府総合海洋政策推進事務局発足

平成29年
5～7月

国

基本方針

基本方針の検討

総合海洋政策本部
会合で了承

内閣総理大臣決定
(4月7日)

予算

地域社会維持
交付金

都道県等との調整

第一回交付決定

運賃低廉化、輸送費支援
を中心に交付決定。

第二回交付決定

観光振興、雇用機会拡充については、熟度等に応じて交付決定。

関係府省による予算執行等の準備

基本方針に沿った施策、各種支援の実施

地域社会維持に関する都道県計画の検討

都道県
計画決定

都道県計画に沿った地域社会の維持に
係る施策の実施

※都道県によっては議会手続き

有人国境離島関係予算の概要

I 特定有人国境離島地域の地域社会維持関係

1. 内閣府における特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の創設
(国費約50億円(新規))
2. 各府省計上の離島向け予算の増額等
(国費約7億円増)
3. 各府省計上予算の配分目標額設定等による配分拡大等 (国費約12億円増)

以上により、国費約69億円(事業費約120億円)の**新規財源**を確保。

(従来予算を加えると、国費総額約144億円(事業費約256億円))

上記施策に係る地方負担分については、それぞれの施策内容に応じ、特別交付税措置を講じる。

II 有人国境離島地域の保全関係

所管府省庁において所要の予算を計上

I 特定有人国境離島地域の地域社会維持関係 その1

1. 内閣府予算

(1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の創設 【国費50.0億円】(新規)

- ① 離島住民向け航路運賃について、JR運賃並みまでの引き下げ
老朽船舶更新のための旅客運賃引き上げを抑制
- ② 離島住民向け航空路運賃について、新幹線運賃並みまでの引き下げ
- ③ 旅行者に「もう一泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行の実質負担を軽減
- ④ 農水産品(生鮮品全般)の移出及びこれらに必要な原材料等の移入に係る輸送コスト低廉化
- ⑤ 雇用を増やして創業・事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、テナント料、広告宣伝費等の運転資金の一部を支援(市町村が重要と認める取組は最長5年間支援)

(2) 特定有人国境離島の地域社会維持に係る利子補給制度の創設 【国費0.3億円】(新規)

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施

(3) 有人国境離島政策の推進に係る調査 【国費0.1億円】(新規)

専門家等による現地での取組状況確認、関係都道府県・市町村への助言等を実施

上記のほか、専門家を現地に派遣・駐在させ、地域に寄り添って都道府県計画や各事業の構想・戦略の策定を支援 (平成28年度補正予算 国費2.7億円)

I 特定有人国境離島地域の地域社会維持関係 その2

2. 各府省計上離島向け予算

- 特定有人国境離島地域における戦略産品に係る輸送コスト低廉化の支援を拡充するとともに、産品の品質管理に資する機材等の導入支援を拡充（国土交通省）

【離島活性化交付金の拡充：国費15.5億円の内数（平成28年度予算 国費11.5億円の内数）】

- 特定有人国境離島地域において漁業集落が行う新たな漁業又は海業の雇用を創出するための取組等を支援（水産庁）

【特定有人国境離島漁村支援交付金の創設：国費3.0億円（新規）】

※特定有人国境離島におけるガソリン流通コスト（実費相当）の低減に必要な経費を計上（資源エネルギー庁）
【国費30.5億円の内数（平成28年度 国費30.5億円の内数）】

※上記のほか、特定有人国境離島地域を含む我が国の周辺海域において外国漁船の調査、監視を行う漁船に対する用船料、燃油代等を支援（水産庁）

（平成28年度補正予算 国費40.0億円（全国）の内数）

3. 各府省計上予算における目標額設定等

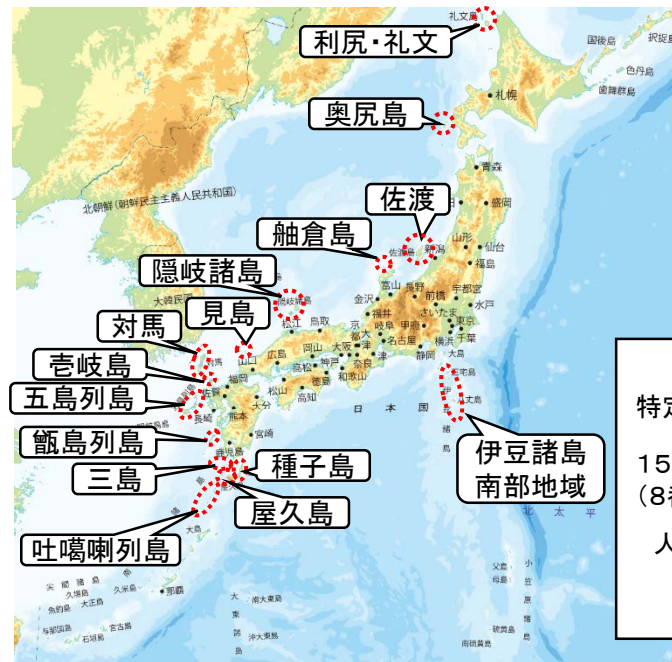
- 地方創生推進交付金について、特定有人国境離島向けに配分目標額を設定し、申請事業数の上限等の要件緩和を行うことにより活用促進（内閣府）
【配分目標額：国費24.0億円（平成28年度配分見込：国費17.9億円）】
- 特定有人国境離島地域での農林水産業への新規就業者対策等について、優先採択枠を設定することにより活用促進（農林水産省）
【優先採択枠：国費9.0億円（平成27年度配分実績：国費4.4億円）】
- 特定有人国境離島地域等における事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主への助成金について要件緩和し、所要額を計上するとともに、民間機関を活用した職業訓練機会の確保について配分目標額を設定して優先配分することにより活用促進（厚生労働省）
【優先配分枠等：国費2.2億円（平成27年度配分実績：国費0.5億円）】

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

29年度予算額 50億円（新規）

事業概要・目的

○近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成29年4月に施行する有人国境離島法に基づく施策を推進するため、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための交付金制度を創設します。



特定有人国境離島地域
15地域・71島
(8都道府県・29市町村)
人口 269,307人
(H27国勢調査)

事業イメージ・具体例

①運賃低廉化

○離島住民向けの航路・航空路の運賃を、JR運賃並、新幹線運賃並に引き下げ
○老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制
交付率 5.5/10

②物資の費用負担の軽減

○農水産物(生鮮)全般の移出に係る輸送コストを低廉化
○これらの原材料等の移入に係る輸送コストを低廉化
交付率 6/10

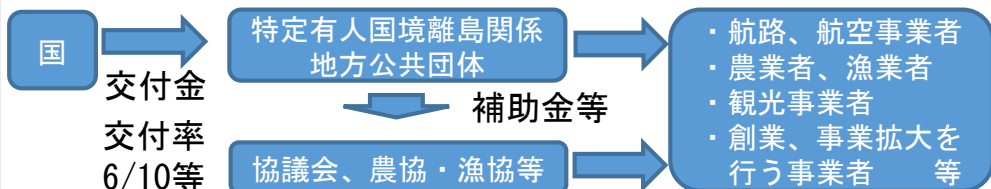
③雇用機会の拡充

○民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援（重要な取組は最長5年支援）
交付率 5/10

④滞在型観光の促進

○「もう一泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減
交付率 5.5/10

資金の流れ



期待される効果

特定有人国境離島地域の

- ・人口減を抑制します。
- ・新規雇用者数が増加します。
- ・観光客等交流人口が増加します。

Ⅱ 有人国境離島地域の保全関係 【各府省予算計上】

- (1) 離島部署の施設整備、全国の海上における不審事象、不法行為等への対応や航路標識の防災対策(海上保安庁)
- (2) 防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画に基づき、部隊の新編・増強、施設整備、装備品の能力向上等の取組を推進(防衛省)
- (3) 有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備(水産庁、国土交通省)

自衛隊の駐屯地・基地等及び海上保安庁の施設

○15の有人国境離島地域に、自衛隊の駐屯地・基地等又は海上保安庁の施設が設置。



赤色：自衛隊の駐屯地・基地等及び海上保安庁の施設が存在する有人国境離島地域

黒色：自衛隊の駐屯地・基地等が存在する有人国境離島地域

青色：海上保安庁の施設が存在する有人国境離島地域

地域	離島	自衛隊	海上保安庁
利尻・礼文	礼文島	礼文分屯地(陸自)	
奥尻島	奥尻島	奥尻島分屯基地(空自)	
佐渡	佐渡島	佐渡分屯基地(空自)	佐渡海上保安署
小笠原諸島	父島	父島地区(海自)	小笠原海上保安署
	硫黄島	硫黄島地区(海自) 硫黄島分屯基地(空自)	
	南鳥島	南鳥島地区(海自)	
隠岐諸島	島後		隠岐海上保安署
見島	見島	見島分屯基地(空自)	
対馬	対馬	対馬駐屯地(陸自) 対馬地区(海自)	対馬海上保安部 比田勝海上保安署
	海栗島	海栗島分屯基地(空自)	
壱岐島	壱岐島	壱岐地区(海自)	壱岐海上保安署
五島列島	福江島	福江島分屯基地(空自)	五島海上保安署
甬島列島	下甬島	下甬島分屯基地(空自)	
種子島	種子島		種子島海上保安署
奄美群島	奄美大島	奄美地区(海自) 奄美大島分屯基地(空自)	奄美海上保安部 古仁屋海上保安署
	沖永良部島	沖永良部分屯基地(空自)	
沖縄諸島	沖縄島	那覇駐屯地(陸自) 那覇地区(海自) 那覇基地等(空自)	第十一管区海上保安本部 中城海上保安部 名護海上保安署 那覇海上保安部 那覇航空基地
	久米島	久米島分屯基地(空自)	
八重山列島	与那国島	与那国駐屯地(陸自)	
	石垣島		石垣海上保安部 石垣航空基地
宮古列島	宮古島	宮古島分屯基地(空自)	宮古島海上保安署

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る 地域社会の維持に関する基本的な方針の概要②

Ⅲ 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流**し、それによって**モノ・カネが対流**し、**島内経済が拡大**する地域社会を目指す。

○「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和

②交流促進のためのきっかけづくり

③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進



○国、地方公共団体の役割

- 市町村 官民一体で取組みを実践
- 都道府県 市町村を支援、地域商社等の実践
- 国 財政的支援、地域間連携の促進

○離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進

地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

1 航路・航空路運賃の低廉化

・住民運賃の低廉化

2 物資の費用の負担の軽減

・ガソリン流通コストへの支援を継続

・農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化

3 雇用機会の拡充

○農林水産業の再生

目標：農林水産物の生産額について現在の水準を維持

- ・輸送コスト低廉化、地域商社設立による、農水産品等のブランド化、販路拡大
- ・冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上
- ・新規就業者対策など担い手確保・育成対策



五島うどん
(五島列島)



利尻昆布
(利尻・礼文)

○創業・事業拡大等の促進

目標：開業率を全国並みへ引き上げ

- ・民間事業者等の創業・事業拡大の支援
- ・漁業集落が進める雇用創出(漁業又は海業)に係る取組を支援
- ・人材活用策など地域ぐるみでの戦略づくりと戦略推進
- ・職業訓練機会の確保



海藻加工の作業風景
(隠岐諸島)

○滞在型観光の促進

目標：年間延宿泊者数を90万人泊増やす

- ・「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進
- ・外国人旅行者への情報発信、受け入れ体制の整備
- ・日本版DMOの設立・運営



御岳からの風景
(吐噶喇列島)

4 安定的な漁業経営の確保

- ・漁業者等が行う外国漁船の調査・監視、安心して活動できる海域の確保等の取組への支援

都道府県計画の策定及び推進

- ・重要業績評価指標(KPI)及び数値に基づく成果目標を定め、PDCAサイクルを実施

2. 海洋状況把握(MDA)

我が国のMDA(海洋状況把握)の検討背景

MDAとは

- MDAとは、海洋における人為的・自然的脅威に対処するための情報共有の取組
 - ・ 2001年の米国同時多発テロを契機に安全保障政策として米国で誕生
 - ・ 関係政府機関の連携を強化して、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握するもの
 - ・ 欧州では海洋環境保全など多目的な取組として発展

我が国におけるMDAを巡る状況

- 顕在化する海洋における脅威への対応
 - 外国漁船による違法操業、近隣諸国による海洋権益を巡る主張の活発化、津波等の自然災害・海洋汚染
- 海洋環境の保全と調和した海洋の開発・利用の促進
- 国際社会への貢献 ⇒ 「自由で開かれた平和な海洋」の維持・確保
 - 「海洋安全保障に関するG7外相声明」(平成28年4月):
「海洋状況把握に必要となる情報共有と連携を促進する」
 - G7茨城・つくば科学技術大臣会合「つくばコミュニケ」(平成28年5月):
「地球規模の海洋観測の強化のためのイニシアチブに取り組むことを支援する」

我が国のMDA(海洋状況把握)に関する取組

これまでの経緯

- ・平成25-27年:「海洋基本計画」、「宇宙基本計画」及び「国家安全保障戦略」において、宇宙技術の活用を含めた海洋状況把握に関する取組の推進等を規定。
- ・平成26-27年:総合海洋政策本部事務局、宇宙戦略室(当時)、国家安全保障局による検討会議を累次実施。
- ・平成26-28年:総合海洋政策本部参与会議が、海洋状況把握(MDA)の推進に関し提言。
- ・平成27年10月:「我が国における海洋状況把握について」(MDAコンセプト)をとりまとめ(関係府省等連絡調整会議)
- ・平成28年 7月:総合海洋政策本部において、「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」を決定。
- ・平成29年 3月:「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」(於東京)において、MDAが初めて議題となり、米国をはじめ海外の政府機関等も参加。
同時に、当事務局を通し、米国MDAを所管している「米国国家海洋情報統合室(NMIO)」と日本政府のMDA関係省庁との意見交換が実施された。

「我が国における海洋状況把握について」(MDAコンセプト H27.10)の概要(抄)

MDAコンセプトにおける概念整理

○ MDAの定義

我が国の海洋安全保障をはじめとする幅広い分野に資する多様な海洋関連情報を、慎重な取り扱いを前提としつつ、効果的に集約・共有することによって、海洋の状況を効率的に把握すること。

○ MDAの目的

- ・海洋安全保障、海上安全上の脅威、自然災害対策等に対する迅速かつ適切な対処
- ・海洋情報の効果的な活用による効率的な海洋政策の推進
- ・国際協力・国際連携への寄与

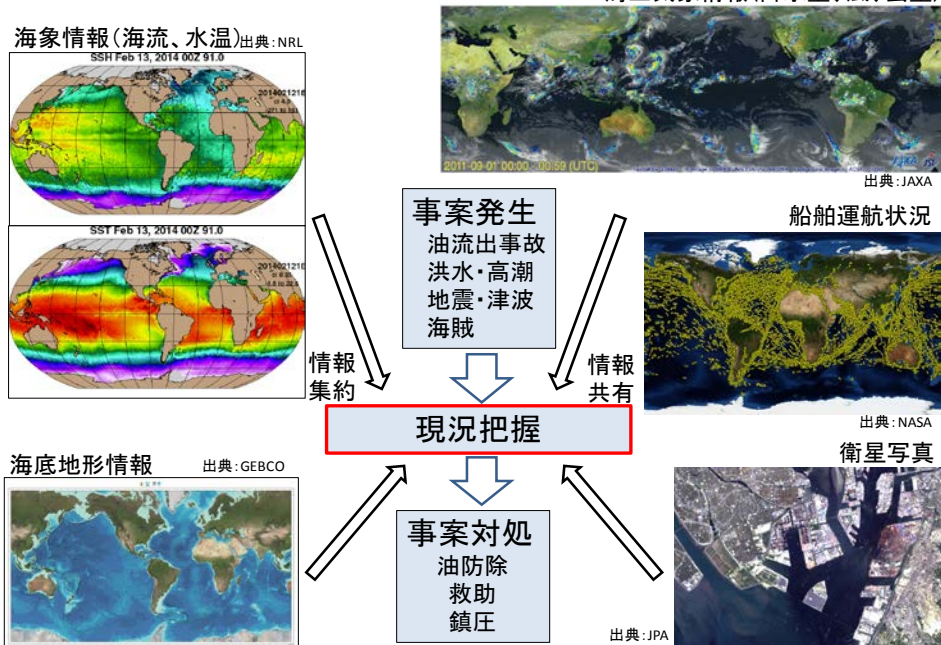
○ 利活用分野

- ・海洋の安全保障
- ・海上安全
- ・自然災害対策等
- ・海洋環境保全
- ・海洋産業振興、科学技術の発展 等

○ 対象海域

- ・海洋安全保障及び海上安全上、重要な海域
- ・自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等に必要な海域

MDAによる情報共有のイメージ



「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」(総合海洋政策本部決定H28.7)を受けた今後の対応

本部決定のポイント

1. 海洋情報の集約・共有・提供の体制整備
2. 海洋情報の収集・取得の取組強化
3. 国際協力の推進

- 「海洋状況表示システム」の整備等
- 海洋観測・モニタリングの充実強化、技術開発等
- 国際枠組みを通じた情報共有、米国との連携等

我が国のMDA情報・システムのイメージ

「海洋状況表示システム」(海上保安庁で整備)

民間も利用できる情報・システム

政府機関で共有する情報・システム

海洋安全保障に携わる一部の政府機関のみで共有する情報・システム

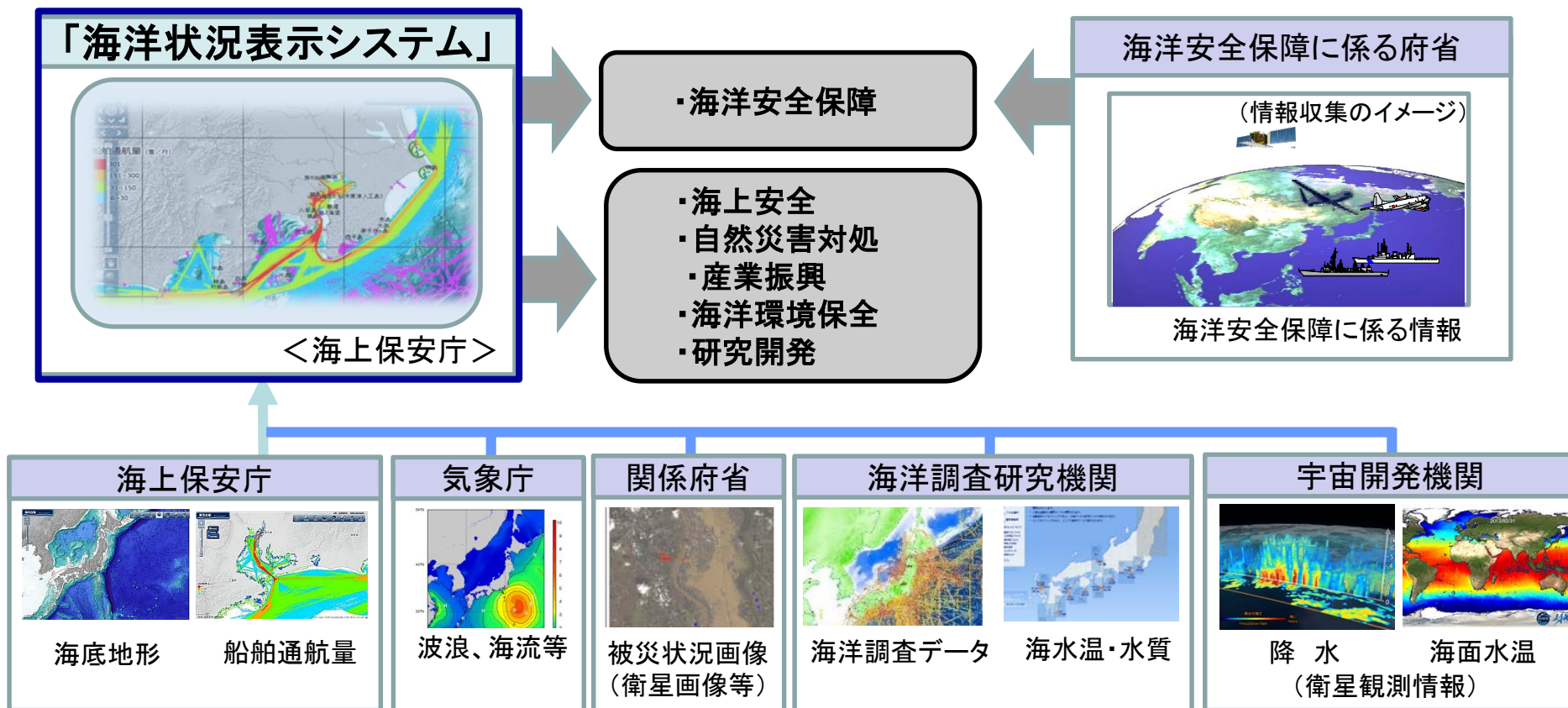
- ・自然災害対処
- ・産業振興
- ・海洋環境保全
- ・研究開発
- ・海上安全
- ・海洋の安全保障

- 適切な情報管理のため、**三層構造のシステム**とする
- 広範・広域性、リアルタイム性、利便性・一覧性に優れた「**海洋状況表示システム**」を整備

本部決定を受けた今後の取組

- **MDA体制の確立に向けた検討**
⇒安全保障分野も含めたMDA施策の全体像と具体的方向性の検討
- **海洋情報を共有・提供するための体制整備**
⇒海洋状況表示システムの整備・運用に着手(平成29年度から)
- **米国等の連携・協力**

海洋状況把握(MDA: Maritime Domain Awareness)は、関係政府機関の連携を強化し、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握する取組。平成13年の米国同時多発テロ事件を契機に米国で検討が開始され、米国、欧州で取組が先行。



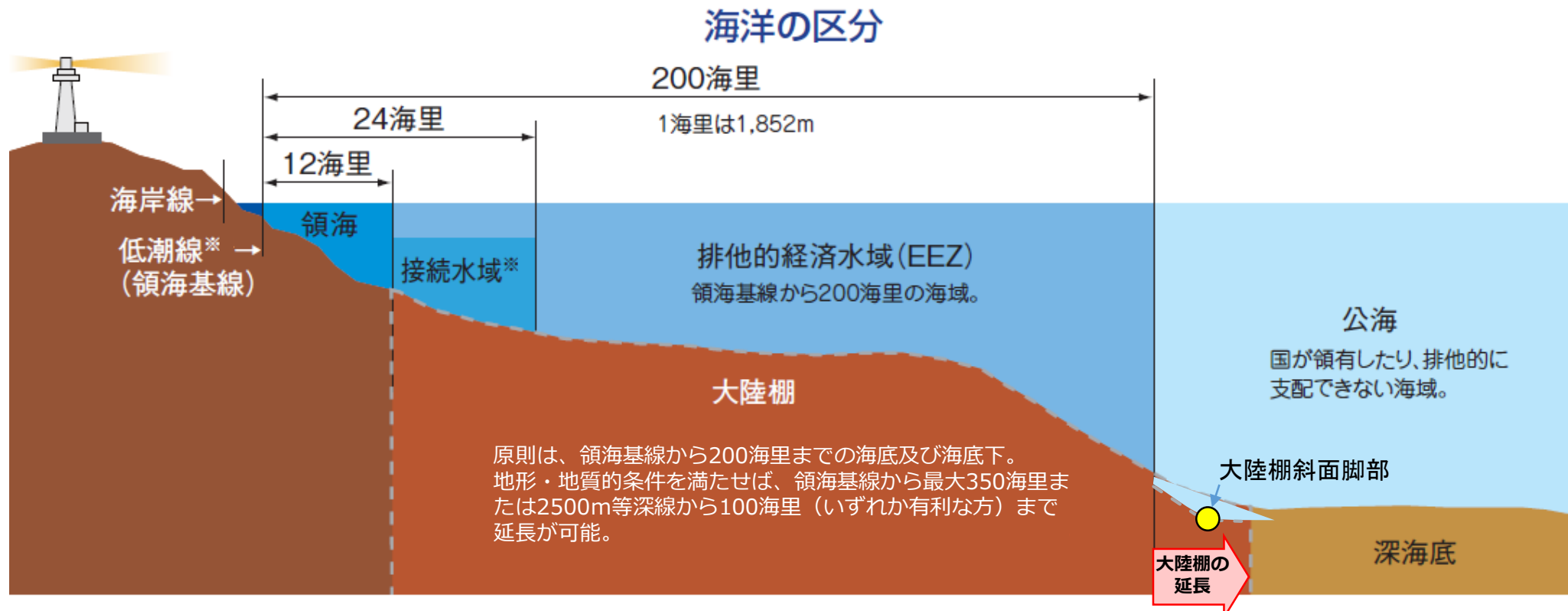
広範・広域性、リアルタイム性、利便性・一覧性に優れた「海洋状況表示システム」を整備
 ⇒ 海洋情報の質・量の高度化
 ⇒ 海洋の安全保障、海上安全、自然災害対処、環境保全、産業振興等に広く貢献

3. 大陸棚の延長

大陸棚の延長とは何か

(国連海洋法条約の概要)

- 条約では、沿岸国が海底資源の開発等主権的権利を行使できる区域は、原則として、領海基線から200海里までの区域(領海を除く。)の海底及びその下(「大陸棚」とされているが、その範囲は、地形・地質的条件によって、200海里以遠に延長可能。
- 沿岸国が、大陸棚を延長するためには、大陸棚限界委員会に対し、科学的・技術的な情報に基づく申請が必要。
- 大陸棚限界委員会は、申請内容を審査した上で、当該沿岸国に勧告を行う。延長が可能とされた勧告に基づき沿岸国が設定した延長された大陸棚の範囲は、最終的かつ拘束力を有する。



※ 接続水域: 領海基線から24海里までの領海を除く海域で、沿岸国が、領土・領海の通関上、財政上、出入国管理上(密輸入や密入国)、衛生上の法令違反の防止等のために規制をすることが認められた水域。

※ 低潮線: 干満により、海面が一番低い時に陸と接する線。

我が国の大陸棚延長の状況

平成20年11月
大陸棚限界委員会へ申請

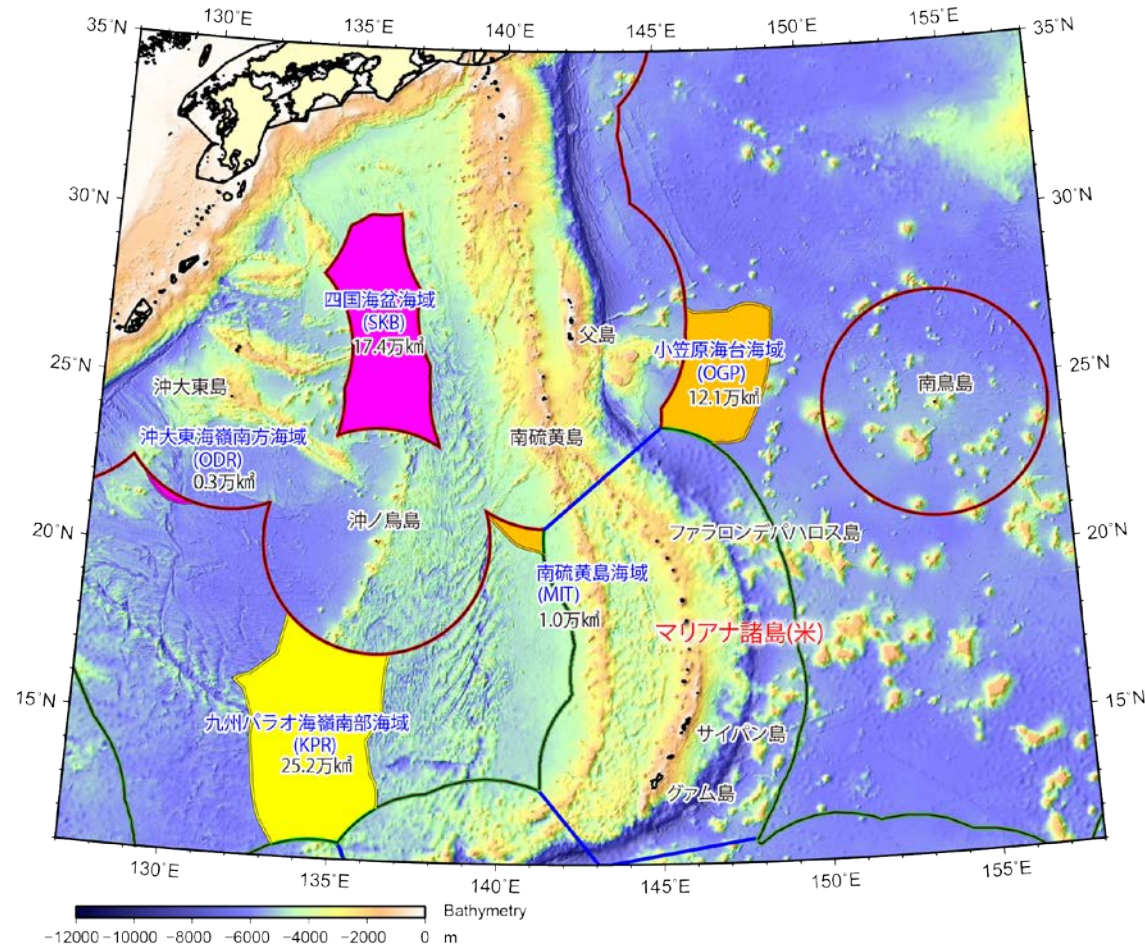
平成24年4月
大陸棚限界委員会から勧告

平成26年7月4日
『大陸棚の延長に向けた今後の
取組方針』を政府決定

平成26年9月9日閣議決定 10月1日施行
「四国海盆海域」(SKB)及び
「沖大東海嶺南方」(ODR)に関する
延長大陸棚の範囲を定める政令の制定

～現在
小笠原海台海域(OGP)、南硫黄島海域
(MIT)の2海域については、米国との調整
を実施中

九州・パラオ海嶺南部海域(KPR)につい
ては早期勧告受領に向けた努力を継続中



- 政令を制定した海域
 - 米国との調整を行っている海域
 - 勧告が先送りされた海域(約25万km²)
- 大陸棚延長が認められた海域(約31万km²)

大陸棚限界委員会委員選挙について

大陸棚限界委員会 (CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf) とは

- 国連海洋法条約に基づき設置される機関 (国連海洋法条約第76条及び付属書Ⅱ第1条)
沿岸国 (条約締約国) から 200海里を超える大陸棚の設定のため提出された「大陸棚に関する情報」 に関し、科学的・技術的ガイドラインに従い審議したうえで、当該沿岸国に勧告を行う。
- CLCSは、21名の委員により構成され、任期は5年 (現委員の任期は2017年6月まで)。委員は、地質学、地球物理学又は水路学の専門家から選任され、政府ではなく個人の資格で任務を遂行

大陸棚延長申請の状況

- **各国の申請状況:**

①申請提出	: 82件 (65か国)	
②勧告	: 26件 (24か国)	
③予備的情報	: 47件 (42か国)	(2017年1月1日現在)

我が国のCLCS委員

- **委員** 我が国は、第1回選挙(1997年)より委員を輩出。

歴代委員: 第1回選挙(1997年) 葉室和親 軍縮代一等書記官 (職名はいずれも当時)

第2回選挙(2002年) 玉木賢策 東大教授

第3回選挙(2007年) 玉木賢策 東大教授 (再選。2011年4月ご逝去。)

補欠選挙(2011年) 浦辺徹郎 東大教授

第4回選挙(2012年) 浦辺徹郎 東大教授 (再選。)

第5回選挙は、2017年6月12日～16日に実施予定

我が国からは、山崎俊嗣 (やまざき としつぐ)

東大大気海洋研究所教授を、我が国の候補者として指名済み(2016年12月)

4. 我が国の北極に関する取組

北極圏及び北極圏国とは



北極圏 (the Arctic) :

北緯66度33分^{39秒} (左図青点線) 以北の地域。

北極圏国 (Arctic States)

カナダ※、デンマーク※、
フィンランド、アイスランド、
ノルウェー※、ロシア※、
スウェーデン、米国※

※は、北極海沿岸国

出典 : Digital chart of the world; Institut
Geographique National francais (IGN) .

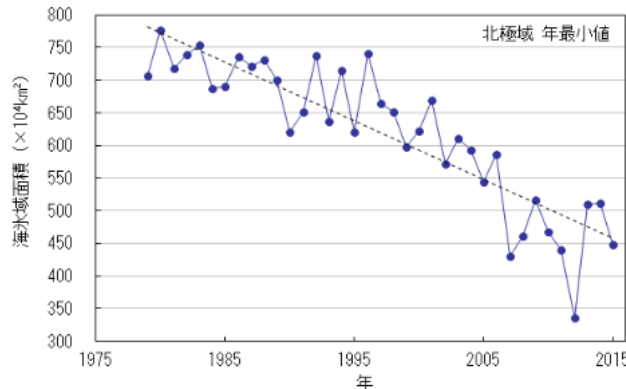
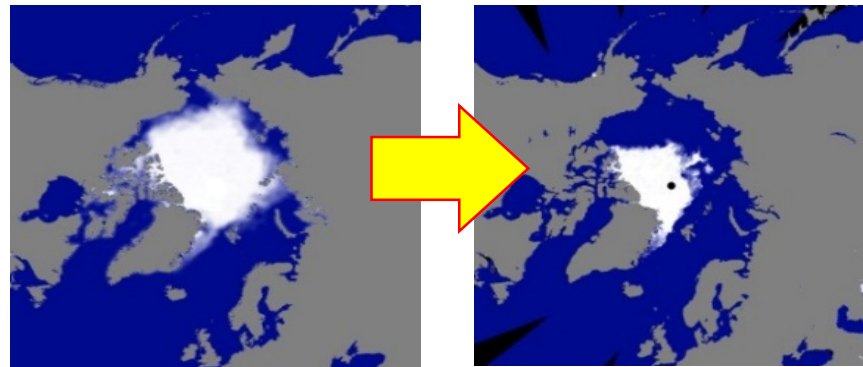
北極の海氷域の変化と新航路の可能性

- 北極海では、近年気候変動の影響で海氷域面積が減少し、夏期の海上航行が可能となり（6月後半～11月後半）、「北極海航路」が選択肢となりつつある。
- 「北極海航路」は、スエズ運河経由の「南回り航路」と比較すると、航行距離は約6割であり、また海賊リスクも少ない。

■北極域の海氷分布図

1980年代の海氷面

2012年9月(観測史上最小)



■横浜港からハンブルグ港(ドイツ)への航行距離の比較

北極海航路

約13,000km

南回り航路

約21,000km

☆約6割に距離短縮

北極海航路

南回り航路

スエズ運河

海賊多発海域

マラッカ海峡

欧州とアジアを結ぶ新たな選択肢としての可能性が高まっている。

北極の国際的枠組み: 北極評議会 (Arctic Council) の概要

経緯: 「オタワ宣言」(1996年9月)に基づき、
ハイレベルの政府間協議体として設立。

目的: 北極圏に係る共通の課題(持続可能な開発、
環境保護等)に関し、先住民社会等の関与を
得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流を
促進する。

(注) 軍事・安全保障関係は扱うべきではないことが
オタワ宣言に明記されている。

事務局: トロムソ(ノルウェー)

各種会合:

(1) 閣僚会合

隔年開催。前回(第9回)会合は2015年4月にカナダ・イカルイトで開催。
次回は2017年5月11日にアメリカ・フェアバンクスで開催予定。

(2) 副大臣会合

2010年5月に初会合開催、閣僚会合が行われない年に隔年開催
(2014年は開催されなかった。)

(3) 高級北極実務者(SAO)会合

最低年2回、議長国の呼びかけにより開催。次回は、2017年3月7～9日
にアメリカ・ジュノーで開催予定。

(4) 分野別作業部会

現在、6部会が活動中(汚染対策、監視・評価、動植物保護、緊急事態予
防・準備・対応、海洋環境保護、持続可能な開発)。

※我が国からは、白石北極担当大使が各会合にオブザーバー参加している。



ARCTIC COUNCIL

北極評議会

メンバー国(北極圏国)(8 ※固定)

各種決定は、加盟国のコンセンサスによる。

米国 現議長国
フィンランド 次期議長国(2017年5月～)
アイスランド
ロシア
ノルウェー
デンマーク
スウェーデン
カナダ

(議長国は輪番制)

常時参加者(6)(※上限7)

北極圏諸国に居住する先住民団体
決定権はないが、各種会議に積極的
に参加し、一定の影響を持つ。

アリュート国際協会(AIA)
北極圏アサバスカ評議会(AAC)
グイッチン国際評議会
イヌイット極域評議会(ICC)
ロシア北方民族協会(RAIPON)
サーミ評議会

オブザーバー

(ACが自らの活動に貢献できる国等を決定)

国(非北極圏国)(12)

仏、独、西、蘭、ポーランド、英、
日本、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国

政府間・地域間・議員間組織(9)

(国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)等)

NGO・団体(11)

(北方評議会(Northern Forum)、WWF等)

【オブザーバーの役割】

オブザーバーはACの会合に参加するほか、主に作業部会での活動に貢献。メンバー国や常時参加者を通じて、具体的プロジェクトを提案することも可能。

「我が国の北極政策」について

「我が国の北極政策」（平成27年10月16日「総合海洋政策本部」決定）

【政府の具体的な取組（3本柱）】

①研究開発

- ✓ グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化
 - ✓ 観測・解析体制の強化と最先端の観測機器等の開発
 - ✓ 国内の研究拠点のネットワーク形成
 - ✓ 北極圏国における研究・観測拠点の整備
 - ✓ 北極域研究船の検討
- 等

②国際協力

- ✓ 科学的知見の発信と国際ルール形成への貢献
 - ✓ 北極評議会の活動に対する一層の貢献
 - ✓ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大
- 等

③持続的な利用

- ✓ 北極海航路の利活用に向けた環境整備
 - ✓ 資源開発（鉱物資源、生物資源）
- 等



第14回総合海洋政策本部会合
（平成27年10月16日）

「我が国の北極政策」に基づく取組状況について ①研究開発

北極研究開発予算

平成29年度予算額：10.2億円（9.2億円）

■北極域研究推進プロジェクト（ArCSプロジェクト） 8.2億円（7.6億円）

北極域における環境変動と地球全体へ及ぼす影響の包括的な把握や精緻な予測を行うことにより、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を内外のステークホルダーに伝えることを目的として、以下の取組を推進。

<国際連携拠点の整備>

- アメリカ、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマークにおける国際連携拠点の整備によって、有益な研究成果を創出。

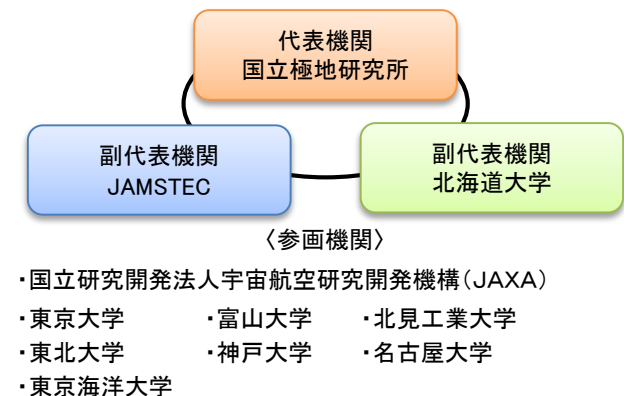
<国際共同研究の推進>

- 北極域における喫緊の課題であり、国際的な関心も高い「**永久凍土の融解及びメタン放出に関する研究**」「**文理連携による社会活動変化の将来予測**」を新たに実施。
- ArCS、ノルウェー気象研究所、スバルバル統合観測システム（SIOS）が保有する実データ共有システムを開発し、**観測データの共有化**を促進。

<若手研究者等の育成>

- 海外研究機関等への**若手研究者派遣**等を行い、領域横断的素養を持つ課題解決型人材を育成。

実施体制



■先進的北極域観測技術の開発等【JAMSTEC】 2.0億円（1.6億円）

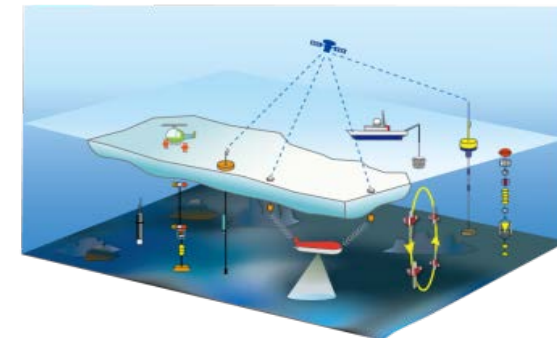
最新鋭の海洋観測設備を有し氷海航行が可能な北極域研究船の建造や氷海ブイの開発などにより、北極海における総合的観測システムを構築

<先進的北極域観測技術の開発>

- 海水下でも自律航行や観測が可能な**自律型無人探査機（AUV）等の要素技術開発**を実施。

<北極域研究船の調査検討>

- **北極域研究船に係る調査検討**を実施。



「我が国の北極政策」に基づく取組状況について ②国際協力(1)

北極に関する科学技術大臣会合

- 日 時：2016年9月28日（水）
- 場 所：米国・ワシントンDC
- 主 催：米国ホワイトハウス
- 参加国等：北極評議会メンバー8カ国、日本を含めたその他の14カ国、EU、先住民団体6団体
- テーマ：
 - ① 北極を取り巻く課題とその地域的・全球的影響
 - ② 北極観測と観測データ共有の強化
 - ③ 北極地域の強靱性と世界的な取組のための北極の科学的理解の促進
 - ④ 北極科学を活かしたSTEM教育（理数科教育）による市民のエンパワーメント
- 概 要：

北極研究・科学の国際協力を強化、政策決定への活用を目的に開催。我が国から出席した松本洋平内閣府副大臣（海洋政策担当）は、長年にわたる我が国の北極観測・研究の成果、昨年度開始の「北極域研究推進プロジェクト（ArCS）」について紹介、各国が観測を強化、得られた知見を共有し一致団結して北極問題へ対応すべきと主張。

本会合の成果として、共同声明が発表された。次回は、2018年にEUが主催予定。



会合参加者の写真(提供:ホワイトハウス)

共同声明概要

- 北極の気候及び環境システムの急速な変化の原因と結果の理解を深めるために国際協力を強化する
- 北極と地球システムの観測、モデル、予測、技術開発、データへのオープンアクセスを強化する
- 北極の変化が北極以外の地域の異常気象や気候変動に与える影響についての研究を強化する
- 北極研究・観測にあたっては先住民・先住民コミュニティの知見・ノウハウを活用し、政策決定に活かす
- STEM教育（理数科教育）を通じた北極科学を促進する

「我が国の北極政策」に基づく取組状況について ②国際協力(2)

次期北極評議会議長国のフィンランドとの協力について

日・フィンランド首脳会談(平成28年3月10日)

平成28年3月、日・フィンランド首脳会談で、安倍総理とニーニスト・フィンランド大統領は、北極に関する協力を強化することで一致

島尻海洋政策担当大臣とレーン・フィンランド経済大臣との会談(平成28年5月18日)

島尻大臣から日本の北極政策の取組を説明し、当該分野で日・フィンランドが協力を進めていくことで、レーン経済大臣を一致した。フィンランド側のビジネスミッション(Arctia社、ICEYE社、バルチラ社、フィンランド航空)より、フィンランドが有する北極圏における知見や技術の紹介が行われた。

松本海洋政策担当副大臣とリッポネン・フィンランド共和国元首相との会談(平成28年10月7日)

松本副大臣は、日フィンランド首脳会談のフォローアップとして、北極政策の分野の協力を進めていきたいと述べた。リッポネン元首相は、同首脳会談を契機に新しいステージに入った両国の友好関係を更に推進していきたいと述べ、また、北極海を経由してアジアと欧州を結ぶ海底通信ケーブル敷設の構想を説明した。

務台海洋政策担当政務官とベルネル運輸通信大臣との会談(平成28年11月14日)

務台政務官は、フィンランドとの研究協力について説明し、北極評議会(AC)の次期議長国であるフィンランドとの協力を深めていきたいと述べた。ベルネル大臣からは、日本のACへの貢献、フィンランド気象研究所(FMI)と日本の極地研究所の協力が成功裏に進んでいるとし、日フィンランド間の協力を更に推進していきたいと述べた。また、北極海底通信ケーブル、船舶の自動航行構想等を説明した。

「我が国の北極政策」に基づく取組状況について ③持続的な利用

北極海航路に係る官民連携協議会

- 主催：国土交通省
- 概要：海運事業者、荷主、行政機関等が集まり、情報等の共有を図るなど、北極海航路の利活用促進に資することを目的として設置された会議。これまで、6回会合が開催され、国土交通省等関係省庁より北極海航路の利用の現況等に関する情報提供、ノルウェーの研究所（CHNL）等から有識者を招き、北極に関する講演がなされている。

北極公海における漁業資源について

- 地球温暖化等の影響により、従来、そのほとんどが氷に閉ざされていた北極海中央の公海海域では、近年、特に夏場の海水面積が縮小している状況。なお、現時点では、漁業資源の存在が明らかでなく、我が国を含め操業は行われていない。
- このような状況を踏まえ、平成27年7月、北極海沿岸5ヶ国（米国、カナダ、ロシア、ノルウェー及びデンマーク（グリーンランド））により、同海域において、①国際的な枠組みが設立されるまで無規制な漁業を防止すること、②漁業資源の存在等を確認するための合同科学調査計画を設立すること等を内容とするオスロ宣言が行われた。
- 平成27年12月以降、米国の主導により、北極沿岸5ヶ国及び我が国等主要漁業国・地域（日本、中国、韓国、アイスランド、EU）が参加した協議が開始され、我が国から外務省及び水産庁が参加している。

ヤマルLNGプロジェクトの動向

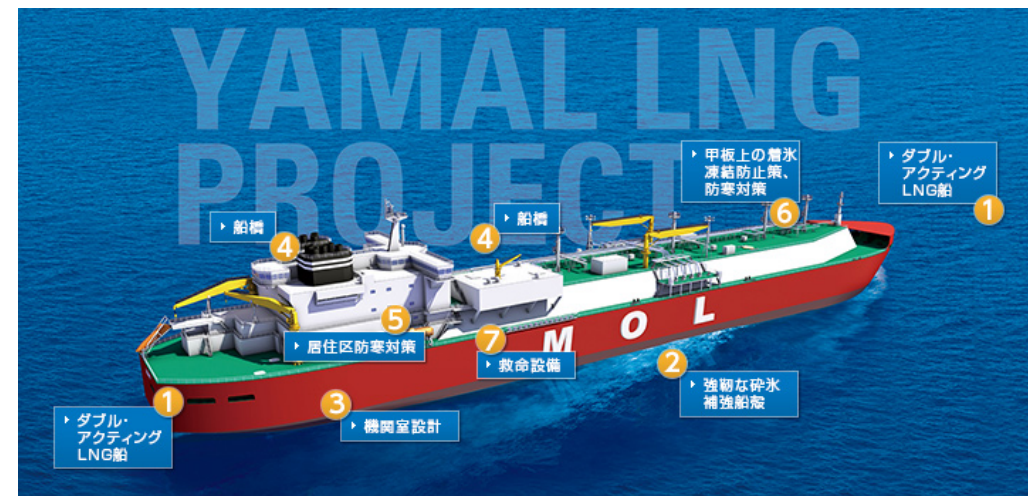
- ヤマルLNG（ノバテク（ロシア）60%、TOTAL（フランス）20%、CNPC（中国）20%）がロシア・ヤマル半島にLNGプラントを建設・操業し、北極海航路等を活用し、欧州やアジア向けにLNGを輸送・販売するプロジェクト。
- 年間16.5百万トンの供給能力を有しており、2018年操業開始予定。
- 当該プロジェクトのLNG輸送には、ソブコムフロット（ロシア）・ティーケイ（カナダ）・商船三井の3社が砕氷LNG船を投入する予定。
- 当該プロジェクトのプラント建設には、テクニップ（フランス）・日揮・千代田化工建設のジョイントベンチャー（ヤムガズ(Yamgaz)）が参入。

<運航計画>



出所: 商船三井HP

<運航船>



出所: 商船三井HP

- ・計15隻のうち、商船三井は3隻造船
- ・2016年5月に建造を韓国・大宇造船海洋(株)オクポ造船所にて開始
- ・2017年後半には商船三井1番船が竣工予定
- ・主要寸法 : 全長 299m、幅 50m

5. 平成28年度参与会議意見書の概要

平成28年度総合海洋政策本部参与会議意見書について①

上記意見書は、3月6日の参与会議でとりまとめられ、宮原座長から、16日に松本純海洋政策担当大臣に、30日に安倍晋三内閣総理大臣に対して、それぞれ提出された。

意見書の主な項目

1. 新海洋産業振興・創出について
2. 海域の利用の促進等の在り方について
3. 海洋観測強化について
4. 総合的な沿岸域の環境管理の在り方について
5. 次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について

① 新海洋産業振興・創出

海洋の開発および利用の促進のため、海洋資源開発や海洋再生可能エネルギーなど、新しい海洋産業のあり方について検討

主な提言

- ・海洋資源開発の促進
→ メタンハイドレード及び海底熱水鉱床の商業化に向けたロードマップの策定
- ・海洋産業の育成策
→ 資源開発会社とものづくり・関連サービス企業との間のコミュニケーションを拡大、深化するため、「海洋資源技術に関するプラットフォーム」の創設
- ・環境対策・海洋再生可能エネルギー利用推進策
→ 洋上風力発電の一般海域利用ルールの整備の必要性、CCS(二酸化炭素回収・貯留)技術の実用化促進・国際展開の必要性

② 海域の利用の促進等の在り方

海洋権益の確保等のために、海域利用の効率的、効果的なあり方について、主として法的側面から検討

主な提言

- ・我が国海域における水産業
→ 資源管理における二国間・多国間の枠組みの活用及び外国漁船の取締等
- ・我が国海域における海洋資源開発
→ 海洋調査、観測の強化の必要性及び海洋環境の保全とのバランス等
- ・EEZにおける規制について
→ 国際法及び国内法との整合性、近隣諸国との関係性
- ・海洋における新たな動きへの対応
→ 海洋環境保全における環境影響評価の在り方等
- ・海洋における安全の確保、海洋の安全保障
→ 海洋の安全保障の検討にあたり持つべき意識、検討項目の優先性、重要度

③ 海洋観測強化

基盤的な海洋観測網の維持・強化、観測分野における海洋・宇宙の連携及び海洋状況把握(MDA)のための海洋観測のあり方等について検討

主な提言

- ・基盤的な海洋観測の維持・強化
→既存の競争的資金制度の積極活用、UUV(無人潜水調査機)等の新技術導入推進等
- ・海洋観測分野における宇宙との連携
→宇宙政策との連携推進、水循環変動観測衛星(GCOM-W)等の衛星機能の継続等
- ・MDAのための海洋観測のあり方
→海洋観測が安全保障に寄与しているとの認識共有、海洋予測技術の開発促進など
- ・その他
→研究者の国際観測プロジェクトへの参画や海洋観測情報の共有に対するインセンティブ付与 など

④総合的な沿岸域の環境管理の在り方

沿岸域の保全と再生を図るため、陸域・海域を一体的に捉えた総合的な管理方策を検討

主な提言

- ・「沿岸域の総合的管理」に関する施策のうち、地域における取組の促進を目的とする施策(「総合的な沿岸域の環境管理に取り組んでいる各地域の事例)を中心としたフォローアップ
→総合的な沿岸域のための基本的方向(活動の中心となる組織)
- 総合的な管理を扱う協議会の在り方(協議会の構成、協議会の活動と成果の評価)及び協議会活動の維持・拡大方策
- 行政組織(国や地方自治体)が果たすべき役割

平成28年度総合海洋政策本部参与会議意見書について④

次期基本計画策定に当たっての基本的な考え方

現行の海洋基本計画は、平成29年度末で計画期間の5年を経過するため、今後政府において次期基本計画の策定が行われる予定。参与会議では、これに先立ち、計画に規定されるべき海洋政策の重要事項等について審議し、意見を述べる。また、昨今の海洋をめぐる情勢を踏まえ、主要テーマ候補を選定すると次のとおり。

主要テーマ候補

- ・海洋の安全保障
- ・海洋の産業利用の促進
- ・海洋環境の維持・保全
- ・海洋人材の育成等
- ・その他（海洋観測、海洋科学技術、国際連携・国際協力、北極政策 等）

次期基本計画策定に当たって考慮すべき事項

- 海洋に親しみ易い内容を盛り込み、分かり易い記述とする。計画の構成も、主要テーマに沿って、分かり易いものとする。
- 現行計画に関する評価を盛り込み、また、計画期間の5年を超えた例えば10年先といった長期的視点や、普遍的な理念・方向性にも留意する。
- 計画に定める施策については、具体的な目標を設定。

次期基本計画の検討体制



6. 次期海洋基本計画の策定に向けて

次期海洋基本計画策定に向けたこれまでの動き

3月16日 参与会議において「28年度意見書」をとりまとめ
→次期海洋基本計画策定に向けた基本的な考え方を提言

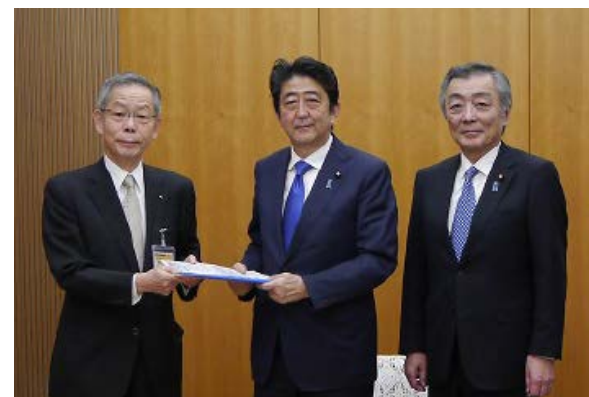
3月22日 松本海洋政策担当大臣(総合海洋政策本部副本部長)へ
宮原座長より「意見書」を手交

3月30日 安倍総理(総合海洋政策本部長)へ宮原座長より
「意見書」を手交

4月 4日 総合海洋政策本部幹事会

4月 7日 第16回総合海洋政策本部
・次期海洋基本計画の策定について(総理指示)
・有人国境離島に係る基本的な方針について(了承)
・無人国境離島の国有財産化(報告)

4月19日 参与会議
・次期海洋基本計画に向けた審議体制の設置
基本計画委員会(第1回)



第16回 総合海洋政策本部会合(平成29年4月7日)

主な議題

- 次期海洋基本計画の策定について
- 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」の策定について
- 無主の離島の国有財産としての登録等の報告について
- 低潮線保全基本計画に基づき平成28年度に実施した主な取組の報告について



総理ご発言

- 本日、次期 海洋基本計画の策定に向けた検討を始めることとしました。
- 海洋基本法 制定から10年が経ちます。周辺海域での外国公船等の領海侵入など、我が国の海洋を巡る情勢は一層厳しさを増しています。我が国が、海洋国家として、平和と安全、海洋権益を守り、「開かれ安定した海洋」を維持・発展させていくためには、時代や環境の変化に目を凝らしながら、固い決意をもって、長期的、体系的な対策を講じて いかねばなりません。
- 次期海洋基本計画では、「海洋の安全保障」を幅広く捉えて取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取組を強化していきます。海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する「海洋 状況 把握」(MDA)体制の確立や、国境離島の保全・管理に万全を期してまいります。
- エネルギー・資源の安定供給を確保するため、メタンハイドレートなどの海洋資源開発の商業化に向けて取り組むとともに、海洋環境の保全や人材育成等に取り組めます。
- 各閣僚は、こうした課題について、連携して、具体的な検討を進めてください。
- 本日は、「有人国境離島法に基づく基本方針」を了承しました。各閣僚は、この方針に基づき、当該離島地域で「転入」が「転出」を上回るよう、連携して、効果的な施策を講じてください。

次期海洋基本計画の策定について(総合海洋政策本部決定)(抄)

1. 概要・趣旨

- 現行の第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され、これに基づき総合的な海洋政策を実施中のところ、29年度末で5年を経過する。海洋基本法第16条第5項では、「**おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直し**を行い、必要な変更を加える」こととされている。
- このため、昨今の海洋をめぐる情勢・環境の変化等を的確に勘案しつつ、次期(第3期)海洋基本計画の策定に取り組むこととする。

2. 検討経緯と今後の進め方

- 総合海洋政策本部参与会議は、先頃次期海洋基本計画の策定に向けた論点整理等の議論をとりまとめ、「意見書」が本部長(内閣総理大臣)へ提出されたところ。
- 同意見書では、「**海洋の安全保障**」、「**海洋の産業利用の促進**」をはじめ次期基本計画における主要なテーマ等が提言されているが、昨今の情勢等に鑑みれば、**時宜を得たもの**であると考えられるところ。
- **政府としては**、4月以降本格化される**参与会議の審議に適切に対応**するとともに、参与会議が今秋にも予定している次期基本計画の基本的事項に関する提言を踏まえ、関係省庁の連携・協力のもと、**速やかに次期海洋基本計画案を作成**する。
- **来春を目途に次期海洋基本計画を閣議決定**することを目指す。

(出典:第16回総合海洋政策本部会合資料)

総合海洋政策本部参与会議の構成について(平成29年度)

【概要】

- 「参与会議」は、海洋政策の重要事項について審議し、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるため、総合海洋政策本部令に基づき設置。
- 海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）に基づき、平成29年3月16日以降に、平成28年度の意見書を取りまとめ、総理に提出。
- 平成29年4月以降の第3期海洋基本計画検討に当たり、日本財団尾形理事長も参与会議に参加。

参与等一覧（任期：H28.5.24～H30.5.23）

座長



宮原 耕治 参与(座長)
日本経済団体連合会
前副会長
＜海洋全般＞

新産業PT
主査



高島 正之 参与
(座長代理)
(同)TMCコンサルティング代表
＜海洋資源開発＞



浦 環 参与
九州工業大学
社会ロボット具現化センター長
＜海洋工学＞

海洋の安全保障
小委員会委員長



兼原 敦子 参与
上智大学法学部教授
＜国際法＞



佐藤 慎司 参与
東京大学大学院教授
＜海洋環境＞



尾形 武寿
日本財団 理事長
＜海洋人材・環境＞

(4月以降参加)



古庄 幸一 参与
元海上幕僚長
＜海洋安全＞



前田 裕子 参与
(国研)海洋研究開発機構監事
(株)セルバンク取締役
＜海洋科学技術＞



水本 伸子 参与
(株)IHI常務執行役員
調達企画本部長
＜海洋産業＞

海洋人材
PT主査



大和 裕幸 参与
(国研)海上・港湾・航空技術研究所
理事長
＜海洋産業＞

海洋環境
PT主査



鷺尾 圭司 参与
(国研)水産研究・教育機構理事
(水産大学校代表)
＜水産＞

主要テーマに関する検討体制

参与会議

・全体の議論
(次期計画案に関する意見とりまとめ)等

基本計画委員会 (主要テーマ等検討委員会)

[委員長] 宮原座長

平成28年度参与会議意見書5.「次期海洋基計画策定に当たっての基本的な考え方について」を踏まえ、政府において次期海洋基本計画が策定されるにあたり、当該計画に規定されるべき海洋政策に係る重要事項等について審議し、取りまとめた結果を参与会議に報告する。

①海洋の安全保障 小委員会

[小委員長]
兼原参与

②海洋の産業利用 の促進PT

[主査]
高島参与

③海洋環境の 維持・保全PT

[主査]
鷲尾参与

④海洋人材の 育成等PT

[主査]
大和参与

次期海洋計画策定に向けて

次期計画策定に向け考慮すべき社会情勢等の変化(例)

第30回参与会議
資料4-2抜粋

EEZ等の開発等の推進、海洋の安全の確保

- ・中国の海洋進出の急進化、東シナ海等での我が国領域への中国公船等の活動常態化と海保庁等の態勢増強
- ・小笠原周辺海域における中国珊瑚船事案
- ・比中間の南シナ海問題に係る仲裁裁判所の裁定
- ・EEZ等海域管理に関する法制議論
- ・我が国の大陸棚延長(政令制定)、大陸棚開発・利用促進への意識の醸成
- ・南海トラフ巨大地震等への意識の高まり

海洋資源の開発・利用促進、産業振興

- ・エネルギー価格低迷、シェールガス等の実用化
- ・久米島沖の有望な海底熱水鉱床の存在確認
- ・メタンハイドレート中長期産出試験の実施
- ・浮体式等風力発電施設の実証研究実施
- ・北西太平洋における特定魚種資源の枯渇懸念

海上輸送の確保、海洋産業振興及び国際競争力強化

- ・世界的な海運荷動き鈍化や運賃・用船料の低迷傾向
- ・世界的な新造船市場(受注)低迷等

海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発推進

- ・MDA、海洋観測調査・研究等における宇宙技術の活用、宇宙施策との連携
- ・海底広域研究船「かいめい」の竣工

海洋環境の保全等

- ・生物多様性に対する関心の高まり、新たな国際取り決めに向けた動きの活発化

海洋に関する国民の理解の増進等

- ・海洋人材育成、海洋教育充実等への意識の高まり

国際的な連携及び国際協力等

- ・北極海に係る関係諸国の調査・研究活動推進と国際的な連携・枠組みの動き、我が国初となる北極政策の決定。等

米国の大統領交代(H29.1)に伴う影響

次期計画策定に当たっての基本的な考え方

- 主要テーマの絞りこみと次年度の検討体制構築
- 主要テーマに沿った計画内容の一本化、大括り化
- 総論部分に海洋の潜在力、可能性を盛り込み、身近で分りやすく、親しみやすいものに
- 現行計画の評価、講ずべき施策について具体的な目標(数値基準、定性的な目標等)の設定

現行の第二期海洋基本計画の概要

総論 海洋立国日本の目指すべき姿

①国際協調と国際社会への貢献

②海洋の開発・利用による 富と繁栄

③「海に守られた国」から 「海を守る国」へ

④未踏のフロンティアへの挑戦

第1部、第2部 海洋に関する施策についての基本的方針及び具体施策

1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

○海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」改定
 - ・メタンハイドレート、海底熱水鉱床について、平成30年代後半に民間の主導する商業化プロジェクト開始に向け、技術開発を実施
 - ・レアアースを平成25年度以降3年間で概略資源量・賦存状況調査を実施
- 風力発電等の海洋再生可能エネルギーの普及のため実証フィールドの整備など政策支援
 - ・福島や長崎での実証研究
 - ・海域利用ルール明確化や漁業協調型利用メニューの作成等
- 水産資源の開発及び利用
 - ・資源管理指針・資源管理計画等に基づく水産資源の適切な管理等を全国的に推進
- 海洋環境の保全等
 - ・生態学的・生物的に重要な海域の平成25年度までの抽出、海洋保護区設定の推進

2. 海洋の安全の確保

- ・周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制の強化
- ・日本船籍への民間武装警備員乗船に向けた取組

3. 科学的知見の充実

○海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- ・自然災害対応等の重要課題の研究開発
- ・衛星情報の一層の活用等宇宙の活用

○海洋調査の推進

4. 海洋産業の健全な発展

○海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 新たな海洋産業の創出
 - ・浮体式LNG生産貯蔵積出施設等、国際競争力ある資源開発関連産業の戦略的育成
- 水産基本計画に基づく水産施策の着実な実施
- 海運・造船業、水産業の経営基盤の強化
- 安定的な海上輸送の確保

5. 海洋の総合的管理

○EEZ等の開発の推進

- ・遠隔離島（南鳥島、沖ノ鳥島）活動拠点の整備
- ・EEZ等の管理のための方針の策定、包括的な法体系の整備

○沿岸域の総合的管理

- ・沿岸域の総合的管理の推進や海面利用調整ルールづくり

○離島の保全等

- ・離島の保全及び振興
- ・国境離島の管理と特別の措置について検討

6. 海洋に関する国際的協調

- ・IMO等での国際基準等の策定に主体的に参画等、海洋の秩序形成・発展への貢献
- ・海賊対策等における海洋に関する国際的連携
- ・海洋に関する国際協力

7. 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

- ・地域の産官学のネットワーク等による地域の特性を活かした人材育成

第3部 海洋に関する施策を推進するために必要な事項

1. 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し

- ①各施策の工程表の作成と計画的な実施、
- ②総合的な戦略の策定と実施、
- ③必要となる法制度の整備、
- ④実施状況等の評価に基づく効果的な施策推進

○参与会議における検討体制の充実

- ・施策のフォローアップ及び評価
- ・情勢変化等も踏まえ、重要施策を重点検討
- ・参与以外の幅広い関係者の参画を得て、テーマごとに集中的に評価・検討

○事務局機能の充実

- ・民間や関係機関から出向等した職員が中心となって特定の重要課題を総合調整

2. 関係者の責務及び相互の連携

3. 施策に関する情報の積極的な公表

7. 海洋関連予算の概要

平成29年度海洋関連予算：5,541億円（防衛省除く）

（単位：億円）

	平成29年度予算	平成28年度予算	増減（前年比%）
内閣府（総合海洋政策）	52	1	51（4796.8%）
内閣府（SIP）	（500の内数）※1	（500の内数）※1	—
総務省	4	4	△0（△1.1%）
法務省	（170の内数）※2	（149の内数）※2	—
外務省	4	5	△1（△13.0%）
文部科学省	438	451	△13（△2.9%）
農林水産省	1,572	1,678	△106（△6.3%）
経済産業省	448	523	△75（△14.3%）
国土交通省	2,907	2,586	322（12.4%）
環境省	115	163	△48（△29.4%）
合計（防衛省※4除く）	5,541※3	5,410※3	130（2.4%）
防衛省※4	2,607	4,381	

全体に係る留意点

- ・ 内数として海洋政策予算額が特定できない施策を含まない。
- ・ 復興庁計上予算のうち、省庁執行分は表に含める。

※1 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）により配分額を決定。

※2 海洋政策予算額が特定できない施策の合計。海洋関連予算はこれらの内数となる。全体の合計には含まない。

※3 端数処理（四捨五入）のため、表中の数値の合計は一致しない。

※4 後年度負担金が含まれているため、防衛省は別集計とした。

平成29年度海洋関連施策の概要①

1. 海洋資源の開発及び利用の推進

海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費（経済産業省） **242億円**（H28予算：296億円）
- 海洋鉱物資源の基礎調査等（経済産業省） **113億円**（H28予算：102億円）
- 海洋資源調査研究の戦略的推進（文部科学省） **8億円**（H28予算：8億円）
- 海洋産業の戦略的強化のための総合対策（海事生産性革命の一部）（国土交通省） **9億円**（H28予算：7億円）

海洋再生可能エネルギーの利用推進

- 洋上風力発電の実現に向けた技術開発・実証研究等（内閣府・経済産業省・国土交通省・環境省） **117億円**（H28予算：135億円）
- 波力、潮流等を活用した発電技術研究開発及び安全・環境対策（内閣府・経済産業省・環境省） **18億円の内数**（H28予算：19億円）

水産資源の開発及び利用

- 水産環境整備事業（農林水産省） **104億円**（H28予算：107億円）
- 資源管理・資源調査の強化（農林水産省） **45億円**（H28予算：38億円）

2. 海洋環境の保全等

生物多様性の確保等

- 地球規模生物多様性モニタリング推進事業等（環境省） **2億円の内数**（H28予算：3億円の内数）

環境負荷の低減

- 気候変動観測・監視・対策業務（国土交通省） **11億円**（H28予算：10億円）
- 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業（環境省） **1.3億円**（H28予算：0.8億円）
- 海洋における放射能モニタリング（環境省） **25億円**（H28予算：25億円）

3. 排他的経済水域等の開発等の推進

- 大陸棚の限界設定に向けた対応（内閣府・外務省） **0.3億円**（H28予算：0.2億円）
- 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進（国土交通省） **35億円**（H28予算：15億円）
- 排他的経済水域における漁場整備の推進（農林水産省） **27億円**（H28予算：27億円）
- 低潮線の保全の推進（国土交通省） **0.7億円**（H28予算：0.7億円）

4. 海上輸送の確保

- 北極海航路の利活用の検討等（外務省・文科省・国土交通省） **0.2億円**（H28予算：0.2億円）
- 船員の確保・育成のための総合対策の推進等（国土交通省） **77億円**（H28予算：77億円）
- 国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速（国土交通省） **766億円**（H28予算：747億円）
- 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成（国土交通省） **2,339億円の内数**（H28予算：2,336億円の内数）

5. 海洋の安全の確保

海洋の安全保障や治安の確保

- 海上防衛力の維持・整備等（防衛省） **1,541億円** H33年度までの後年度負担額を含む（H28予算：3,686億円 H33年度までの後年度負担額を含む）
- 重大な事案に対する海上保安体制の強化（国土交通省） **222億円**（新規）
- 国民の安全・安心の確保に対応する海上保安体制の整備（国土交通省） **341億円**（H28予算：323億円）
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策（外務省・国土交通省・防衛省） **51億円**（H28予算：40億円）
- マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策（外務省・国土交通省） **1億円**（H28予算：1億円）

海上交通における安全対策

- 一元的な海上交通管制の構築等（国土交通省） **55億円**（H28予算：50億円）
- 海洋及び沿岸域の水路測量、海象観測等（国土交通省） **3億円**（H28予算：4億円）

海洋由来の自然災害への防災体制の強化

- 地震防災研究戦略プロジェクト（文部科学省） **7億円**（H28予算：12億円）
- 港湾の耐震化、津波対策等による事前防災・減災対策の推進（国土交通省） **2,339億円の内数**（H28予算：2,336億円の内数）
- 海岸の耐震化、津波対策等による事前防災・減災対策の推進（農林水産省・国土交通省） **423億円の内数**（H28予算：441億円の内数）
- 漁港の耐震化、津波対策等による事前防災・減災対策の推進（農林水産省） **829億円の内数**（H28予算：926億円の内数）

6. 海洋調査の推進

- 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進（国土交通省）＜再掲＞ **35億円**（H28予算：15億円）
- 海洋情報の収集・管理・提供業務の推進（我が国の海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた取組を含む）（国土交通省） **1億円**（H28予算：1億円）

平成29年度海洋関連施策の概要②

7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

- 次世代海洋資源調査技術（戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の一部)(内閣府) **500億円の内数**(H28予算: 500億円の内数)
 - レジリエントな防災・減災機能の強化(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の一部)(内閣府) **500億円の内数**(H28予算: 500億円の内数)
 - 国土強靱化に向けた海底広域変動観測(文部科学省) **121億円**(H28予算:114億円)
 - 統合的的海洋観測網の構築(文部科学省) **31億円**(H28予算:29億円)
 - 気候変動の予測・適応に関する技術開発(文部科学省) **14億円**(H28予算:15億円)
 - 北極域研究の戦略的推進(文部科学省) **10億円**(H28予算:9億円)
- 宇宙を活用した施策の推進
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)シリーズによる地球環境観測事業等(環境省) **46億円**(H28予算:44億円)

8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営基盤の強化

- 漁業経営安定対策と漁業構造改革の推進(農林水産省) **188億円**(H28予算:231億円)

新たな海洋産業の創出

- 船舶の建造・運航における生産性向上(国土交通省) **5億円**(H28予算:1億円)

9. 沿岸域の総合的管理

- 海洋に流入する汚濁負荷の下水道による削減(国土交通省)
社会資本整備総合交付金 **8,940億円の内数**(H28予算: 8,983億円の内数)
- 総合的な土砂管理の推進(国土交通省)
8,009億円の内数(H28予算: 8,006億円の内数)
- 海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省) **4億円**(H28予算: 4億円)
- 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進(農林水産省・国土交通省・環境省)
3億円(H28予算:3億円)

10. 離島の保全等

離島の保全・管理

- 低潮線の保全の推進(国土交通省)＜再掲＞ **0.7億円**(H28予算:0.7億円)
- 離島における安全確保や観測活動の実施(国土交通省) **4億円**(H28予算:5億円)
- 国境の警戒監視体制の整備等(防衛省) **712億円**※H31年度までの後年度負担額を含む(H28予算:253億円 ※H30年度までの後年度負担額を含む)
- 重大な事案に対する海上保安体制の強化(国土交通省)＜再掲＞ **222億円**(新規)
- 国民の安全・安心の確保に対応する海上保安体制の整備(国土交通省)＜再掲＞
342億円(H28予算:323億円)
- 特定離島における活動拠点の整備・管理(国土交通省) **108億円**(H28予算:103億円)
- 沖ノ鳥島の管理・保全の充実(国土交通省)
8,009億円の内数(H28予算:8,006億円の内数)

離島の振興

- 離島の活性化に対する支援等の離島の振興(国土交通省)
470億円(H28予算:481億円)
- 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発(国土交通省) **227億円**(H28予算:237億円)
- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持等(内閣府) **50.4億円**(新規)
- 離島漁業再生等に対する支援(農林水産省) **15億円**(H28予算:12億円)

11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- ソマリア沖・アデン湾、マラッカ・シンガポール海峡における海賊対策・安全確保に関する国際協力
(外務省・国土交通省) **1億円**(H28予算:1億円)
(国土交通省・防衛省) **51億円**(H28予算:40億円)＜再掲＞
- 法の支配に基づく海洋秩序維持のための支援
(外務省) **0.1億円**(H28予算:0.1億円)
(国土交通省) **1億円**(H28予算:1億円)

12. 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

- 海洋開発人材の育成(国土交通省) **2億円**(H28予算:2億円)
- 海事・水産分野における人材育成
(国土交通省) **5億円**(H28予算:5億円)
(農林水産省) **10億円**(H28予算:6億円)
- 海洋教育の推進(国土交通省) **0.1億円**(新規)

海洋関連予算の合計額

H29年度予算:5,541億円(防衛省除く)、2,607億円(防衛省)

H28予算: 5,410億円(防衛省除く)、 4,381億円(防衛省)

【注】内数として額が特定できない施策分の金額は合計額に含まない。
後年度負担金が含まれているため、防衛省は別集計とした。

8. 事務局の体制

総合海洋政策本部事務局の内閣府への移管(H29年4月)

内閣官房総合海洋政策本部事務局は、本年4月1日に内閣府に移管され、「総合海洋政策推進事務局」として、総合海洋政策本部の事務局機能を担うとともに、新たにいわゆる「有人国境離島法」に関する事務を所掌している。なお、総合海洋政策本部は、引き続き内閣に置かれている。

① 内閣官房 総合海洋政策本部事務局の設置 H19年7月

海洋基本法に基づく総合海洋政策本部(本部長:総理大臣、本部員:全閣僚)の設置に伴い、同事務局を設置(H19年7月20日)。

○ [H19年7月] 事務局長(内閣審議官)ほか常駐職員:20名

○ [H29年4月現在] 事務局長ほか常駐職員:26名(事務局次長(1)(非常駐)・参事官(8)・企画官(2))

② 事務局機能の内閣府への移管の決定(内閣官房等スリム化法)

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(H27年法律第66号)により、総合海洋政策の推進に関する事務が内閣官房から内閣府に移管され、内閣府に特別の機関として「総合海洋政策推進事務局」が設置されることとなり、(注)以降、同事務局は内閣府の組織として、引き続き、内閣の総合海洋政策本部の事務局機能を担うこととされた。

(注)「内閣官房等スリム化法」による「内閣府設置法」の改正(同設置法第41条の3の追加及び第40条第1項改正)

③ 上記の内閣府設置法の改正の施行日は、最終的に、H29年4月1日とされた。

○ 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(H28年法律第33号)附則で、②の「内閣官房等スリム化法」が一部改正され、「内閣府設置法」の改正の当初の施行日(H30年4月1日)が、H29年4月1日とされた。

○ また、この有人国境離島法の成立・施行により、同法の施行事務が、総合海洋政策推進事務局の所掌する事務に新たに追加されることとなった。